

第103回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和3年6月7日(月曜日)

| | | | | |
|-------------------|-----|-----------|-----|---------|
| 出席議員 (13名) | 1番 | 金 澤 孝 良 | 2番 | 児 玉 雅 善 |
| | 3番 | 加 古 原 瑞 樹 | 4番 | 千 種 和 英 |
| | 5番 | 小 林 裕 和 | 6番 | 廣 利 一 志 |
| | | | 8番 | 岡 本 義 次 |
| | 9番 | 金 谷 英 志 | 10番 | 山 本 幹 雄 |
| | 11番 | 岡 本 安 夫 | 12番 | 西 岡 正 |
| | 13番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 14番 | 石 堂 基 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|---|--------|------|--------|------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 尾崎基彦 | 書記 | 大上千佳 |
| | 書記 | 橋本倫法 | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (9名) | 町長 | 庵途典章 | 副町長 | 坪内頼男 |
| | 教育長 | 浅野博之 | 総務課長 | 幸田和彦 |
| | 健康福祉課長 | 戸屋雅裕 | 農林振興課長 | 松阪鉄矢 |
| | 商工観光課長 | 真岡伯好 | 上下水道課長 | 梶本周作 |
| | 教育課長 | 宇多雅弘 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| <p>〈備考〉 午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 健康福祉課長 農林振興課長 商工観光課長 上下水道課長 教育課長 午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 健康福祉課長 商工観光課長 教育課長</p> <p>委員会室待機 ■午前 企画防災課長 税務課長 住民課長 高年介護課長 建設課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長 ■午後 企画防災課長 税務課長 住民課長 高年介護課長 農林振興課長 建設課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長</p> | | | | |
| 欠席者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

私事でありませけれども、3月に引き続き病気治療のため着帽したままの議事の進行に当たらせていただきますことをお許しをいただきたいと思います。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会では、新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。議場における3密をさける取組として、議員席の間隔を広く取るため仮設席を設け、3人席の岡本安夫議員と千種和英議員に席の変更をお願いしています。

また、当局についても説明職員の出席を最少人数とし間隔を広げて着席いただいております。

議場内では原則マスク着用をお願いしていますので、ご理解をお願いします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し飛沫の飛散防止対策を行っています。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、それぞれ各自の判断に対応をお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（石堂 基君） 日程第1は、一般質問であります。

7名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず初めに、8番、岡本義次議員の発言を許可します。

〔8番 岡本義次君 登壇〕

8番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。8番議席、岡本義次でございます。

今年は、温暖化のせいか梅雨時期が20日ほど早く、既に田植えが終えられた方、今、また、最中の方、また後、これからの方と秋に災害がなく豊作になってくれると思います。

コロナが猛威を振るって世界中を震撼させております。コロナでお亡くなりになった方のご冥福をお祈りすると同時に医療従事者の皆さんが日夜奮闘していただいて、本当にありがとうございます。

また、役場職員の皆様は本来の仕事があり、その兼務しながらコロナ対応でご尽力いただいておりますことに感謝いたします。ありがとうございます。

本日は、2件の一般質問をさせていただきます。

役場の報・連・相、報告・連絡・相談について問ういうことの1件と、町有地の有効利用についてですが、町有地の有効利用については、議員席からの質問といたします。

それでは、入らせていただきます。

私が、桜山・田和・才金に21年にわたってボランティアの配食、給食に行った時に、田和のHさんから、「岡本議員ちょっと聞いてください」と言われまして、お家の会議室いうんか、そこへ上がって、いろいろお話を聞きました。

商工観光課長が4人替わり、9年たちましたが、うんともすんとも返事がありません。こんなのでいいのですかということで、それは、いいことはないですねということで、中身としては、長尾から大撫山へ上がる途中にスピカホールがあるんですけど、その南側に社のお堂があって、そこに見晴らしのよい展望台があります。そこから、皆さんが、カメラやビデオを持って、佐用の朝霧や雲海を写しに多くの人が見えるわけなんですけれど、佐用方面は、ある程度の傾斜地になって、木も伐採してあって、佐用の町並みがよく見えます。しかし、上月方面は、ちょっとなだらかな格好で、そして、丸太の10センチぐらいな木が生い茂って上月方面は見通しがききません。そこを、何とか切ってくださいということで、9年前、商工観光課長のT課長、M課長、N課長、今のM課長の4代にわたって現地に行ったり説明をしているのだけれど、そして、また、役場の広報担当の方にも言うたら、「私が、ちゃんと聞いて返事をします」と言われたのでございますけれど、3、4年たっても何の連絡もなく、また、その人もその広報を代わっていらっしゃいます。

ですから、来年できるとか、できませんとかの返事をしてやらないから、役場の体質はどうなのかということで問われたわけでございます。

私が、3年前に令和の12月の定例議会で一般質問で、「役場職員は質問や尋ねても3カ月たっても、半年たっても返事がない、どうなっているのですか」と聞きました。町長は、いつも「PDCAよく回っていますとか、報・連・相もできています」ということを、よく言われますが、しかし、これが実態なのです。

今年3月の定例議会の時に、反対討論してから3カ月たちましたが、職員に徹底されたのでしょうか。

町長がいつもイベントなどで佐用の朝霧や雲海のことのお話もされ、愛好家がカメラやビデオを持って、写しに町内外から大勢の人が来てくれます。そして、新聞にも載り、そしてNHKの佐用の朝霧や雲海を映してくれたりして、交流人口もあって、活性化につながっているのをごさいますけれど、町長もいつも言われております。

そして、もう1点につきましては、今年、寒波が来まして、水道が破裂しました。町長が防災無線で2回ほど緊急放送されましたが、風呂に入るのも、ちょっと遠慮して協力してくださいとも言われました。

山田にある給水タンク、一旦、タンクに水を入れて、そのタンクから各家庭に配水しておるわけなんでございますけれど、そのタンクが満杯になって、水があふれておりました。それで山田の自治会長が委託業者が見えていましたので、役場の水道課に連絡したのか、しなかったのか、水が一日開放しのような状態であったとも言われております。そのことを委託業者に話されたそうですが、委託業者が役場へ報告したのか、しなかったのか、そこらへんはどうだったのか。

水は開放しであり、報告のパイプは詰まっておりました。そこらへんは、どういうことなのでしょう。

そして、今日、水道課長や商工観光課長がいないのは、どうしてですか。途中で、私、聞くんですよ。何でいないんですか、今日。おかしいじゃないですか。

議員席からさせていただきます。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今日から、明日にかけて本議会、7名の議員の皆さんから一般質問の通告をいただいております。それぞれお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど、岡本議員から上下水道課長や、また、商工観光課長が出てないのはおかしいという話ですけれども、一般質問は基本的には、全て私が答弁をさせていただくものです。その中で、細かい、今日は、例えば、健康福祉課長と総務課長、同席させておりますけれども、予算にかかわるものや、また、新型コロナウイルスの、いろいろと今、対策をしております。そういう面にかかわることについて、事務的なことについては、課長にも答弁をさせるために、また、議長もお話のように、このコロナの対策、感染防止のために職員もできるだけ少なく出席するようという、そうした議会からのお話の中で、私の判断で、私ができることは、私がきちっと答弁するというので、出席をさせておりませんので、それは十分、私のほうで課長からも、それぞれ内容は聞いて把握しております。私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、まず、岡本議員からのご質問に対しまして、最初の町の業務の取り組み方、進め方について、組織として、仕事を円滑に進める上で、重要な報・連・相。報告、連絡、相談ができていないというご指摘について、お答えをさせていただきます。

その事例として、大撫山上に地元で整備をされている見晴場所について、町民の方から、もっと広く見渡せるようにしたらという提案についての対応が、長年にわたり放置されたということではありますが、担当者から、いろいろと報告を、経過を聞いたところでありますけれども、担当者としても、現地を見て、それぞれお話をいただいたことについての検討はしております。

しかし、この土地は、民有地でもあり、すぐに町事業として簡単にできないというふうな状況を判断をしており、提案された方に対しまして、そのことを報告、連絡をしていなかったということにつきましては、その対応は非常に不十分であり、町長としても、申し訳なくお詫びを申し上げたいと思います。

ただ、町行政は、町民の皆さんの生活にかかる多岐にわたる業務を行うために、それぞれの職務を整理して、担当課、担当室を設置をして、そこに担当者、室長、課長を任命配置しており、その中で、組織的に業務に当たっているわけであります。

当然、町長は全ての業務について、最終的な責任を負っているわけではありますが、しかし、全ての事案について報告を受け、また、相談を受けるということは、私は能力的にもできませんし、全て私が把握できるものではありません。

その問題の内容において、担当者や室長、また、課長で判断、処理できるものは、担当課の責任で処理をしていくというのは、行政組織のあり方であり、進め方であります。

当然、問題の内容においては、担当者が課内で判断できないような大きな課題、例えば、大きな予算を伴うもの、また、土地や権利者、関係者の複雑な関係が絡み合っているものなど、多くの関係者と調整をしなければならないものなどについて、当然、事前に副町長や財政室長等の協議も行っており、私にも副町長なり財政担当課長から、それぞれ報告や相談も受けておりますし、その中で私としての判断もさせていただいております。

そして、町として必要な事業に、取り組むべき事業につきましては、これを計画的に、また、財源も町にとって有利な制度を活用して、効率的、効果的に進めていかなければなりません。そのために、そうした総合的な検討も行って、事業には取り組んでいるつもりであります。

そういう中で、個々の指摘されるような課題、問題もあろうかとは思いますが、

おおむね特に、町の今の行政の進め方において大きな欠陥はないというふうに、私は、感じております。

今回、岡本議員が問題とされている、また、大撫山上における町民の方からの提案につきましては、岡本議員は展望台というふうに言われておりますけれども、町が設置しておりました展望台は、以前に災害によって被害を受けてなくなってしまいました。

現在の、その見晴らしの場所は、町の所有地でもありませんし、また、町の施設でもございません。

見晴らしをよくするために、木の伐採をされておりますけれども、これも所有者であります集落や有志の方が行っているところでもあります。

また、地形的にも山頂ではありませんので、今、岡本議員から言われる西のほう、上月の方面まで見晴らしをよくしようとすれば、山頂のほうまで、相当の面積を伐採しなければなりません。

提案を受けて、当時の担当課長も町事業として取り組むには非常に難しく、これが地権者や地域からの要望ではなく、町民の方の善意の提案でありましたので、この取扱い、また、判断が非常に難しく、十分な回答と連絡等ができなかったのではないかというふうに思っております。

それを、岡本議員が、町長が、いろんなところで佐用の朝霧や雲海の話をして、愛好家やカメラマンたちが写して、新聞やテレビに投稿して取り上げてくれて、町外の方が多く見え、交流人口にもつながっており、活性化にもつながっているというふうに言われております。

まさにそのとおりであります。だからといって提案された事業は、町長の言うことにつながっているのだから、当然、実施すべきなんだというふうに考えられるのは一方的な考え方です。

岡本議員自ら地権者である集落の伐採の了解まで取ってきたというふうに、私に言われました。

実際に、そうした事業を行っていかうとすれば、事前にいろいろと状況を相談をして進めなければならないというふうに思います。

独断で一方的に、そのような行動をされても問題を起こすもとなります。

私も現地を確認をしておりますが、岡本議員が了解を得てきたと言われる土地、その部分は、私の目では長尾集落の山であり、今、了解を得られた山田集落の山林は、もっと西のほうに位置しているわけでありまして、山の境界というものは、基本的には尾根境、谷境、そのように現地で見れば、ある程度の判断はできますが、事業を行う上では、現地で関係者の立会いをして、慎重に取り組まないと大きな問題を起こしてしまう原因になります。

また、水道施設のトラブルの事例でありますけれども、山田地内の県道工事において、山田の集落の上に設置しております。配水池の水位信号ケーブルが誤って切断されたようで、自動運転ができなくなったという事故が発生しました。

すぐに、当然、それを修理すべきでありますけれども、工事中であり、新たにケーブルを設置するには、工事との関係の中で、すぐにできないということで、水道課としては、タイマーを設置して、タイマーで水位を調整する、タイマーでモーターを切ったり入れたりするという形で運転をせざるを得ないということで、そのようなタイマーを設置しております。

しかし、タイマーですから、使用量がある程度勘案して、時間的に1時間運転をして、4時間休ませるとか、そういうふうな設定をしておりますけれども、その日の日によって、時期によって水の使用量が違いますから、若干、それによってオーバーフローをするとい

うことが起きるわけです。

特に、そうした中で逆に水が少なくて断水をしてしまうということは、地域の皆さん方に非常に大きな迷惑をかけますので、できるだけ断水をしない、水が確保できるような形でタイマーの設定をしたということでもあります。

そういう状態については、対応については、自治会長さんに十分に事前に説明はしております。

また、1月の寒波の時において、当然、寒波によって、非常にどの配水池も水位が低下をして、断水のおそれがあったわけです。担当課も、また、この管理を委託している事業者とも連絡を取り合って、タイマーだけでは、それが無駄な水を送ってしまうということになりますので、手動に切り替えて、現地の水位を確認しながら、この間、できるだけ節水に努め、また、断水をしないように対応しております。

職員は、あの寒い中、また、委託管理業者においても、そうした断水を回避するために、不眠不休で頑張ってくれたわけでありまして。岡本議員におかれましても、職員のそうした、できるだけ対応について、いろいろと疑問を持たれているようではございますけれども、評価をしてやってほしいというふうに思っております。

以上、最初のご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、町長が述べられたわけなんでございますけれども、私と今の4番目のM課長と現地へ行きまして、その時にM課長は、その人に対して、今まで、そういう連絡も何もしなかって申し訳なかったということで、頭を下げられたわけでございますけれども、やはり、そういう今までの課長が引き継ぎが、ちゃんとできておったんかどうか、そういうことが問われておるわけでございます。

ですから、今、町長も述べられましたけれども、私は、各担当の下長尾、上長尾の自治会長や山田の自治会長も来ていただいて、現地で説明した時に、4人ともが切ってもらってもいいですよという話をもらって、書面までもらっております。

ですから、そこらへんが、そして、町長は、尾根から尾根ということでございますけれども、佐用の場合は傾斜地が急でございますので、見通しもよく効くわけなんですよ、しかし、上月方面も、こんなに尾根まで切らんでも、ある程度、傾斜になってますから、私は、現地で木を倒して、持ち出しせんでもええということであれば、15万円か20万円もあつたらできるんじゃないかという気がしています。

そして、たまたま、そういう人が佐用方面のんは切ってくれたわけなんでございますけれども、私が1回産厚委員会があつて、役場へちょうど帰ってきた時に、町長も帰って見えまして、岡本議員、上月城の木の周りの伐採するだけでも150万円も要つたんですよと言われました。

これは、県が県民局の遠藤局長が、今、山城ということで、ずっと取り上げて、置塩城とか長水城、白旗城、そういうようなのを、ずっと工事して、新聞にも連載で載っております。

西播磨は、いわゆるつわものどもの、そういう昔からの陣地取り合いがあつて、ものすごい西播磨が山城の宝庫であると、群馬県のほうからでも、そうやって写真撮りに来たり、また、そういう話を聞きに来ておるわけですよ。

それで、遠藤局長もね、遠藤局長、自分のポケットマネー出したん違うんですよ。県民

税で出して切っていくんですよ。人を交流活発になるやん。神戸新聞にでもね、ずっと連載しておるんですよ。

ですから、私は、ええことについては、町長はね、15万円か20万円あったらできるんだったら、ちゃんとしていただいてもええんじゃないかと思います。

自分ところでやれと言われるんだったら、皆さんが、何のために税金払っておるんですか。それみんなが、現地で、私は、前に、町長に100歳体操、佐用チャンネルでやってくださいと、できませんと言って、今、ちゃんとやっていますやん。

ですから、そういうええことは、方向転換したらええんですよ。
と思いますが、どうですか。

議長（石堂 基君） 岡本議員、マスクを正しく着用してください。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、必要なこと、できることは、町として、いろいろと準備をして検討した上では実施してまいります。

ただ、今、岡本議員は、現地で山田の人、長尾の人、上長尾の人、みんなに立ち会って、それぞれから了解を得ているというふうに言われましたけれども、本当に長尾の方も、上長尾の山ですよ、山田だけではなくって、了解をされているんですね。

8番（岡本義次君） 本人も来ましたから。

町長（庵途典章君） そういうふうに、山田の方も。

私が聞いたのは、山田の方に了解を得たというふうに岡本議員はおっしゃいました。

長尾の、あの基本的には、あそこはまだ山です。山田のほうは、まだ、西のほうに、ずっと回ったところが山田のところになります。

また、岡本議員は10万か20万あったら切れるんだ、簡単にと、事業について、そのように言われますけれども、少なくとも、あれだけの木を目的を達するためには、あその場所を見れば、本当にどこまで見渡せるかということ、それは、ある程度、大きな、それぞれの方の思いが違いますけれども、ああした木を、一部分切っても、あの部分は非常になだらかな部分です。なかなか下のほうまで、また、広く西のほうまで見渡そうとすれば、かなり上のほうまで、当然、伐採をしていかなければできませんし、今、展望台というふうに言われるところは、あのお堂があって、山の頂上ではございません。東を向いた、そうした途中のところ。だから、そういう意味からも、あそこで、そういう展望台というような、町の事業として行うには、考えると、なかなか難しいということを申し上げているわけです。

簡単にやったらいいんだと、そういう岡本議員は、当然、思いとしては、そういうふうに言われますけれども、実際、実施する課長、そして、私の、町としては、そんなに簡単に、木を、そこで、ただ、境界も決めずに、あるものを切るというわけには、当然いかないわけです。

そのことは、やっぱり全ての事業において、やはり十分に、議員の方が、そこまで努力していただいているというのは評価します。でも、やっぱり議員さんの立場として、実際に事業を実施されるわけじゃないわけです。実施していくのは、町行政です。執行者です。

そのために、町としては、やっぱり当然、十分な調査や、その効果、問題点というのは、把握しながら考えていかなければならないということですから、あそこの土地と、また、木も小さな木だけ切ったらいいんだと言われますけれども、かなり大きな木もあります。それを残して置いたらいいんだというふうに、また、そういうふうに言われました。それが、それでいいのかどうか、岡本議員の判断だけで事業を行うわけにはいきません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 下長尾、上長尾、そして、山田の自治会長、そして、田和の方と私や、現地あと行って、現地確認しました。

ですから、その時に、みんな、急に上長尾の自治会長は用事があって、見えなかったんですけれど、切ってもいいですよ。切ってもらってもいいですよという話で、答えをもらって、その言った人の全部サインもらって、ちゃんとしておるわけなんですけれど、私は、今、言うように、大きな木とかは、残して、これぐらいなやつを、やっぱり切ってもらったら見通しがきくからということで、言われておるんです。

ですから、ずっと尾根の果てまで切れというようなことは、その方たちも言っておられないですよ。

ですから、そこらへんは、ちょっと、町長の言われる全部切らんとあかんようなこととか、難しいことは分かるんですけれど、皆さん、ここにあります。

〔写真の掲示（朝霧）〕

8番（岡本義次君） 佐用の朝霧や雲海、ずっとあるでしょう。これきれいに、こういうやつが、やっぱり皆さん、カメラやビデオ持って写しに来られるんですよ。皆さんね。

こういうやつを、やっぱり何ですは、大勢の人が見えるんだったら、町長がいつも言われている人口が増えなくても、交流人口で町がにぎわったらいいと言われておりますので、やっぱり、こういう方たちの意見も話も聞いてやって、ちょっとでも、大勢の人が来てもらえるように、取り組んでいくべきだと思います。

それから、山田の水源池のことでございますけれど、山田の自治会長は、そういう話、ちゃんと言われたとおっしゃっていますけれど、聞いておったら、私に、1日出ておったでというようなことは言われないと思いますよ。

ですから、そこらへんは、ちゃんと伝わっていない。報告は、山田の自治会長に連絡が行ってないから、こうなったんでしょう。

ですから、私は、何も責めるんじゃないんですよ。そやけど、やっぱり、そういう報・連・相の、連絡は行ってないから、水が出っ放しだったということを言うておるんですよ。

それは、大きなタンクですので、山田の戸数はしれてますので、そないに満杯じゃのうても、各家が使う分ぐらいは届いたと、配水できたと思うんです。

ですから、そこらへん、今日、上下水道課長がおったら、そのへん、ちょっと、もう少し細かいこと、そして、今の4人目の課長がおったたら、そういうことも踏まえて聞いてみたいと思っておるんですけれど、今日、見えていないのが残念です。そういうことなんですよ。

ですから、それは、地元でやれ、地元でやれいうんは分かりますけれど、そやけど、地

元でするんが、ええことだったら、私、何も、税金どんどん使ってくれたらええんであって、そんなに今の上月城の伐採するんに、150万円、200万円要ったって、そんなに要れへんわけですからね。

大きな木は残して、これぐらいなやつを切って見通しができるようになったら、みんなが、もっとカメラやビデオ持った人が大勢来て、さらに、そのやつが、いい写真が、この雲海とか朝霧のいい写真が撮れるいうことで見えていますんですから、そこらへんは、(聴取不能) ていただきたいと思います。

[町長 挙手]

議長 (石堂 基君) しばらくお待ちください。

岡本議員にお願いがあります。冒頭でも申し上げましたように、当局の出席者については、議会側からのコロナ対策として、申し入れに伴って少人数化しております。商工観光課長も上下水道課長も議会のほうに来ていないことはありません。ただ、本会議場に入室をしていない。次の部屋で待機しておりますので、必要があれば、すぐさま対応できます。コロナの対応については、議会側のほうから当局にお願いしている内容なので、よろしくお願ひしたいと思います。申し訳ありません。

町長。

町長 (庵途典章君) 課長、それぞれが来ていないから、質問できないと言われるんじゃないかって、当初に申し上げました。

私が、答弁をさせていただきますから、遠慮なく聞いてください。私が、全くできないというのであれば、担当課、今、議長が言われましたように待機もさせております。

私が、できない細かいことで、確認ができないことは、課長を議会に、また、呼び入れます。

まず、その前に質問をしてください。

[岡本義君 挙手]

議長 (石堂 基君) 岡本議員。

8番 (岡本義次君) そしたらね、今、町長が山田の自治会長に、ちゃんと連絡もしておきましたということ、山田の自治会長、そんなこと、私、聞きませんでしたよ。

それ、言うたかどうか、上下水道課長がおったったら聞けますやん。入ってくださいよ。

[町長 挙手]

議長 (石堂 基君) はい、庵途町長。

町長 (庵途典章君) 水道課長が、ここにいなくても、水道課長から、こうして、その経過について、詳細に、私は報告を受けております。

その中で、7月23日に、そうした切断をするという事故が起きて、そこで出っ放しになっていた。そのことを、すぐに対応するために、当然、担当者は現地へ行き、原因を調べておりますけれども、なかなか、あの大きな工事ですから、どこで切断されたのか、それが切断によるものかどうかとも分からなかったから、すぐに対応、修理をすることができな

かった。

ただ、調査をする中で、7月27日にタイマーを、直ぐに設置をして、時間的に設定をした中で運転をするということ。

23日にあったんですけども、翌日の24日に山田自治会長に状況の説明に上がっております。

それから、応急対応としての、今、今言いましたようなタイマーを設置して、運転をしていくと、そのうち、できるだけ早く道路の完成、道路の工事と合わせて、県に協議をした上で修理をしますと、その間は、タイマーでやりますと。

だから、その時には、若干、水があふれることはありますということについても、山田自治会長に7月27日に、報告を、説明をしております。

だから、私が説明をしていることは、担当課長から、当然、私は、説明を受けておりますから、担当課長がここに来て、直接聞かれても、当然、同じことです。

こうして、ちゃんと、私のほうに文書でも経過を、ずっと説明して書いてくれておりますから、私は、それに基づいて、答弁をさせていただいておりますので。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 山田の自治会長が、それを、その当日に、そういつて、ずっとあふれて、水が、どっど、どっど出ようということで、その時でも、業者に山田の自治会長は、申し上げたんですけど、その時に、そういうやつを、ちゃんと、実は、前にも言うておたんですけど、これは、こういうふうになって、その山田の自治会長は、私に言われなかったよ。それは。

ですから、それは、言うたいうのと、言わなかった、聞かなかったいうのと、水掛け論になるんかも分からんけど、やっぱり、そこらへんは、そういう細部の連絡がいつてなかったんじゃないかと、私は、思います。

ですから、あと今の4番目のM課長がいらっしゃったら、どういう引き継ぎの中で、どういうふう聞いておたんかというようなことも含めて、引き継ぎなんかは、何か、引き継ぎ帳でもつくっておるんでしょうか。そこらへんは、どんなですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町の事業であり、町がやっぱり行っていく施設であり、そういうものについての改修なり、いろいろと、これから管理をしていく、こういうことについては、各担当課が課長が代わる時に、基本的なものについては、引き継ぎをしております。

ただ、この問題は、先ほど申し上げましたように、町の施設でもありません。

当然、町民の方からの善意の提案です。私は、そのように捉えます。だから、地域から、地権者から、そのような要望があり、そうしたことを、地域と一緒に取り組むということであれば、それは、当然、課長もその時に、そういう対応をしてきたと思いますし、それができていなければ、引き継ぎの中でも次の課長に引き継いで来ていると思います。

ですから、やはり、こういう特別な、この町民の方も自分の山でもありませんし、地権者でも全くない、ほかの地権者です。

例えば、全くその集落、地域に関係ない人が、あそこをしてくれたらよくなりますと。それは、やっぱり善意の提案です。だから、なかなか、そういう提案に対して、実施しようとするれば、もともと、あの場所は、そうした集落の山であり、集落の皆さんが、自分たちで伐採をしたり、管理していただいております。これまで。だから、それによって、そこを、カメラを持った人、雲海なりが一番撮りやすいからといって撮っておられます。それは、全く雲海というのは朝ですし、太陽が上がってくるのも東からです。今、写真をお見せになったように、そういう写真が撮れます。ですから、それによって、そうした愛好家、写真家の皆さんが、あそこが全然見にくいからというような、そういう方からの要望も聞いておりません。

だから、そういう問題ですから、課長としては、そうした町の事業として取り組むことは難しいという判断をしたところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） そしたら、課長が、町長もおっしゃったと思うんです。私が、産厚委員会あって帰ってきた時に、書面も出ていなかったと言われましたけれど、ほなら、役場のほうから、過去そういう集落に書面まとめて出してくださいというようなことも言うてないですよ。これ。

そして、副町長も、スピカホール行くまでの、前にあった展望台、それが崩れて、今、使えなくなっておりますけれど、その分は、Hさんは聞きましたと言われた。

そやけど、今の社がある見晴らしの、見通しのきく展望いうて、あそこのことは、何も言われなかったと、このように言われておりますからね。

ですから、僕は、やっぱりいいことは、町長はね、町長8期されたり、副町長2期って、40年間、全部、目しぶっておっても、佐用のこと分かりますよ。そやけど、1万6,500人の町民がおって、一つずつでもアイデアや知恵でしたら、小学校の子でも、とっぴょうしもないようなことを、ポンと考えたりしますんですよ。ですから、そういうやつのいいやつは、どんどん取り入れて、佐用の町や集落がよくなるようにやっていったら、もっとよくなると思うんです。

ですから、そこらへんだけ、やっぱり、全部町長で、今、町長の説明の中で、私が、全部が全部責任者ではあるけれど、できませんと。各それは担当課長や担当職員に任せてありますと。そういうことであれば、教育委員会がしておる子供連絡帳って、それ先生に、こういういいこととして褒められた。そして、こういう人にいじめられたって、それ書いておったら、じきに分かるわけですよ。ほな、そういうやつを、みんな自分が各人がノート作って、何月何日誰さんが、こういうこと尋ねて来られたと。これは今、予算がないけれど、来年度、また、予算がついたらしてあげますよとか、そういう返答を、そして、これは、いわゆる法律や条例に基づいてもできませんということで、相手に返して、ちゃんとしておいたらええんやけど、3カ月たっても、6カ月たっても返事が返って来んと。そして、このたびの9年間そういうままだったということに対して、私も、ちょっとおかしいんじゃないかということをおわんとしておるんですよ。そこらへんだけ理解していただきたいと思えます。

議長（石堂 基君） 質問の内容が、私のほうで理解できないんですけども。

8 番（岡本義次君） もし、何かあったら言ってください。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 回答ではないんですけども、先ほどの説明、岡本議員のお話の中に町が設置した展望台については聞いたけど、スピカの上の社の展望台についての話は、全く聞かなかったというように言われましたけども、それは全くありませんので、私は、その方とお話したのは、そのスピカのところの社の展望のところでの話を、それに限って話したということで、全く下の町の設置したことについては、私は、話していません。その点だけ誤解を招いてはいけないと思いますので、しっかりと、その点は述べさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） いろいろ議論させていただきましたけれど、やっぱり、ちょっとでもよくなるように、また、今以上にやっていただきたいと思います。

それでは、2 件目に入ります。

町有地の有効利用はということでございますけれど、三日月保育園の東側に町営住宅がありました撤去し、更地にはなっております。1 軒の方がいらっしゃるということでございますけれど。

それから、利神小跡地や、旧播州ケミカルの1万平米の寄附地がありました。そこが6年ほど何もされずに雑草が生えたり、草ぼうぼうでしたけれど、今は双観橋の歩道をつけるために、県が材料置き場として借りてくれております。

朝霧園が林崎に新築されたわけなんでございますけれど、新しく土地を購入されなくとも、旧播州ケミカルの土地にある考えとか、利神小の統合した時に何に使うかということをごすね。

それから、三日月保育園の東側ですか、今、なったところ。それから、幕山の保健センターにも5、6年空室であったとおもいます。今、祐あいホームが貸してくれということで使われておりますけれど、そういう町の土地が空いておるにもかかわらず、そこらへんは、どうだったんですか。そういう考えはなかったのでしょうか。

そこらへんについて、お伺いしたいと思います。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの2点目の町有地の有効利用について、ご質問に対してお答えさせていただきます。

今、岡本議員のご質問をお聞きしていると、議員の目には、町でいろいろ行っている事業が行き当たりばったりで計画性がないように見えるということでございますが、私は、どのような事業においても町民からお預かりしている大切なお金であり財産であります。

中長期的な視点に立って、効率的に、まだ、無駄なく最小の経費で最大の効果を得られる事業になるように、総合的に検討し、判断しながら進めているというふうに思っております。

どのような事業においても、いろいろな条件が必要でありますけれども、その条件がそろって満足できるということは、なかなかないわけであり、何を優先していくか、それが私の責任であろうかと思えます。

特に、土地の活用とか、また、ハード施設の建設事業は一旦それを行うと、つくと、元に戻すことができなく、そういうものでありますから、将来を見据えて、いつ、どんな規模のものをつくるかということの判断は、非常に難しいわけでありますけれども、少しでも将来に負担がかからないように、そうした点も含めて、十分に検討しながら事業に当たっている、また、当たっていかねばならないということ、私自身考えております。

当然、町が既に所有している土地、建物を有効に、町のために、地域のために活用することは、町行政の責任であり、私も、そのことは、いつも頭の中で考えて取り組んでいるわけであります。

土地においても、その場所、地域、また、面積、その周辺の環境、その土地がどのようなものに適しているか、それぞれ違っておりますし、その条件にあった必要な事業があるかどうか、それが全てがうまく合致するかどうかというのは、先ほど申しましたように、なかなか少ないわけであります。

今、岡本議員が取り上げられている土地の例では、三日月の折口住宅については、まだ、全ての方が退去されておられません。これもできるだけ早く退去していただいて、この土地は、非常に環境面でもよく、駅にも近い、そういう、もともと住宅地でありましたから、できる限り、若い人たちにも地域に住んでいただく、そういう方針で、今、これまでも取り組んできたように、住宅、分譲地として、それを活用していきたいというふうに考えております。

ただ、災害後、旧播州ケミカル等の跡地、ご寄附をいただいた用地については、現在、その周辺の道路や橋の整備等、大きな工事があります。県においても、その工事を行うために資材や、いろんな工事の準備のために、それを貸してほしいというお話が以前からありましたので、そうした事業が完了をすれば、当然、この活用については、いろいろと、また、取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、この用地については、隣接する土地に空き家も存在します。町として、町有地ではありませんけれども、そうした民間の活用がされていない土地なんかも含めてですね、やっぱりこれは、やはり一緒に、そういう地権者の方とも話し合って検討していかねばならないというふうに思っております。

特に、岡本議員が朝霧園の建て替えについて、そうした土地があるにもかかわらず、現在のところに建て替えを行ったということについて、問題視されているというふうに思いますが、既に、ああして施設はでき運営を行っております。今、そのことを申されても、元に戻せるわけではありませんが、経緯については、これからの土地の活用等についての取り組み方についてご理解をいただくために、少し説明をさせていただきたいと思えます。

朝霧園につきましては、この議会でも朝霧園という施設そのものが、やっぱり町の福祉政策として、これからも必要になるということ。そして、また、現在の、元の用地では、ここで建て替えを行うことは非常に困難である。そのために、どこかに移転をして、改築をしたいというお話はさせていただいたところであります。

現在、ああして旧南光の藤部メリヤスという繊維会社の跡地、その後、平成福祉会が所有されている土地の一部を町が買収をさせていただいて、朝霧園を建設、移転したわけで

ありますが、当然、この計画、最終的に現地に、現在のところに移転をするためには、いろいろと検討をしてみました。

当然、まずは、町が持っている土地、また、町が持っている施設等の有効活用ができないかということも検討をしたところでもあります。

ただ、そういう時期と、また、いろいろと今、事業との関係の中で、すぐに使えない土地もあるわけであります。そのために、一番、当時、有力なところとしては、旧上月の幕山の保健センター、この施設を活用できないかということで、相当、いろいろなところまで突っ込んで検討をしました。建物も非常に立派であり、非常に建物自体も保健センターという福祉施設、目的が同じような福祉施設でもありましたので、この活用ができれば、その場所がいいのではないかということで、図面も、改築しなければなりませんから、この土地、建物を活用した時に、どんな施設ができるかということ、私も図面を引いて検討したところです。

ただ、やはり最初から目的が違います。朝霧園というのは、入所施設ですので、当然、旧保健センターを活用するとしても、相当大きな大改造をしないと、そういう目的に沿ったものにはなりませんし、また、それだけ大きなお金を投入しても、どうしても最初から新しく計画したものとは、同じようには、合理的な設計はできません。非常に平屋建てという面でいい面もありますけれども、職員の管理をする上で、非常に長い通路、廊下で結ばなければならない。

また、今のある施設だけでは面積的には足りない。増築もしなければならない。増築をするためには、まだ、買収ができていない土地、その土地を含めて考えないと、この施設は使えないということが、いろいろと検討の上、分かってきたわけであります。

そのために、同じ将来に向けて使いやすい、また、みんなが便利な、本当に利用者も職員にとってもいい施設をつくるためには、新しい土地で、新しく設計をしたほうがいいということで、そのように考えたところでもあります。

また、現在、建っている、先ほどの藤部メリヤスという工場跡の用地につきましては、広い用地が中で、今、長くハイムゾンネ、高齢者の老健施設、シャインという障がい者施設、2つの福祉施設が運用されております。しかし、その施設だけで、その後、残された旧工場跡、また、社員寮、福祉施設、そういうものが全て、そのまま放置され、非常に危険な廃墟のような形になっておりました。そうした運営をされている平成福祉会におかれても、それらを福祉法人そのもので整理をすることは、非常に財政的にも難しいと。その土地を何とか、町としても活用を考えていただけないかということ、合併後、私にも、現在の理事長からお話をいただいていたところでもあります。

これは町有地ではありませんけれども、やはり町内の土地です。町の合併後の町の中で、非常に中心になる国道に面したところが、大きな木が生い茂り、建物が、ああいうふうにならなくなって、非常にうっとしい、暗い状況で、見苦しい状態になっていたわけであります。

理事長のお話では、土地の価格的にも、それは、そんな無理は、当然言わない。町のほうで査定していただければ結構ですということでありましたので、当初、この土地を給食センターなり、保育園の用地として活用できないかということも検討してきた経過があります。

ただ、その時点においては、所有者の方々が何人かで共有されておりましたので、土地の整理ができなくて間に合いませんでした。

その後、そうした整理ができて、そして、ちょうど、朝霧園の移転について考えなければならぬ時に、あの場所は、そうした福祉施設が2つも存在し、長く林崎という地域の中で、地域と一緒にいろいろと協力しながら運営もされている。町としては、1つの福祉ゾーンとして考えることもできる。そういう位置づけで、あの場所を選定をさせていただ

いて、現在の建物ができたわけです。

当然、その前には、河川の改修工事がなされ、太田井橋があのように、交差点を含めて立派に整理をされました。道路の整備も終わり、非常に環境的にも整えられたところでもあります。あの場所を皆さん通られるたびに、以前と比べて、以前のことを知っておられる方は、本当にあそこが環境も、非常に景観もよくなったというふうに思っただけだと思います。

そういうことで、いろんな方の当然、協力やそういう経緯を、やっぱり町としても、いろいろと検討してきた中で、慎重に、この事業としては進めてきたということであり、なかなか、そのような全てのことが整っていくということはないんですけれども、町も、まだまだ町有地、また、町の財産、これは行政財産と一般財産、それぞれありますけれども、普通財産においては、今、佐用町として施設を、管理を、お貸しして使っただくとか、そういう民間の方に使っただく。また、地域で使えるところは、地域でどのように活用していくかということも、当然、協議も一緒にさせていただきながら、将来に向けて、こういうこととしてよかったと言っただけのような形での利用を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

このように、当然、町として岡本議員が通告に書かれておりますように、行き当たりばったりで計画性なくやっているということには、私は当たらないということで、ご理解いただきたいと思っております。

そのように申し上げまして、この場での答弁を終わらせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 今、ちょっと、ここの手元に資料がないので、ちょっと、家へ帰ったら分かったんですけど、今、林崎の朝霧園の新築価格と、それから、土地の平米と単価が分かったら教えていただけますか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ご質問ですから、分かれば、それは当然、答弁をさせていただかなければならないと思っておりますけれども、そのことは、既に、もうあの土地で購入をし、計画をする時に、議会のほうに、皆さんに、説明をさせてもいただいて、それによって、予算も議決をいただいております。

今、一般質問で、そのことを問題にされて、何のために、目的を持って、そういう質問がされるのか、私には分かりません。

あの土地については、面積は5,000平米。平米当たり約7,000円弱（後で1万2,300円に訂正あり）で購入をさせていただいたということでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 私は問わんとしたことは、振り返りの中で、やはり、そういう、今、言われて 5,000 平米の平米当たり 7,000 円で買われたと。

新築する場合は、当然、古いやつから新しいにするんですから、どこでやろうと、新築料金、単価というのは要るわけでございますけれど、そしたら、役場はね、私に言わしたらね、国ですから、固定資産税なんか払わんでいいわけですよ。

そしたらね、三日月のね、今の住宅があったとこね、1 人の方いらっしやるでしょう。ほな、あの方、何回、役場の職員が足運んで、その人とお話されたんでしょか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 申し訳ありません。

ちょっと、訂正させていただきます。先ほどの平米 7,000 円弱じゃなくって、1 万 2,300 円。1 万 2,300 円で購入をしております。

全部で、私が、ちょっと全額で 6,000 万円余りだったものですから、そのように、ちょっと勘違いして申し上げました。

また、折口の住宅、何回も担当者も行っております。何回というような記録出せと言われても、それは、それぞれ担当者が何回行ったかという。でも、何回行ったかということ、一々細かくお話をさせていただく必要性はないと思います。何回も、そういうことは、お話をさせていただいて、最終的には、もう町として強制的な退去はできませんので、あの部分を残してでも事業も取り組んでいかなければならないかなということ、考えてはおります。

だから、そういう中で、あの土地の、これまでの取組、確かに、放っておいたら何もならないと。できるだけ早くという、そういうご指摘は分かりますけれども、やはり入居者、そういう権利者の方々の、やっぱり行政としては、それを無視してやることは、やっぱりできない。それなりの時間をかけながら、最終的な結論を出していかなきゃならないということでもあります。

〔岡本義次君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 私はね、やっぱり、その 1 軒の方、いらっしやるんですけど、その方と話して、あと例えば、そういう朝霧園でも、今、町長、当初の答弁の中で、駅からも近いし、いい場所であったと、そしたら、こういう構想があるから、今、いっぱい空き家ができています。ですから、そういうとこを、町が斡旋して、引っ越し費用も町が持ちますから何とか、そっちのほうへでもお変わりくださいというようなことで、10 回でも 15 回でも、やっぱり足運んで、相手得心してもらわんと、そういう後の構想がないから、あの人も、そうやって、わしをここに置かせてほしいと。ここに居たいんやというふうなことになっておるんじゃないかと思うんですけど、ですから、やっぱり、1 つの後のやつで、こういう構想があって、立てていかんとあかんと。

ほな、役場の場合、国ですから、固定資産税要れへん。民間だったら、こんな遊ばしておったら、税金、固定資産税だけでも、どんどん払っていかんなんですよ。

ですから、そういう 1 つの安心感いうんかね、そういうようなんがあるんじゃないかね。

ですから、私は、そこらへんを言うておるわけなんでね。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、お聞きしていますとね、そうした後の活用について、地権者に何も示さずにしているから、こうなるんだとお話ですけども、その今、いらっしゃる方にも、この跡地は、そのように活用したいというようなことは、当然、担当者のほうは、いろいろと話はしています。

なぜ、岡本議員が、そんなことしてないからというふうに断定されるのか。誰に聞かれたんですか。

そんな、自分の思いだけで、そうなっているからというふうな言い方は、本当に、私は、聞いていて、議員として、本当に、この事業を一緒に進めていただくという、それであれば、当然、私どもと事前に、それこそ、議員が言われる報・連・相です。連携や、連絡や相談ということも一緒にしていただいて、お話をさせていただければ結構だと。いいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） いや、ですからね、私は、やっぱりね、土地の、普通、我々でもね、自分の土地があったらね、そこの土地じゃなしに、新しく買ってまで、そこへものを建てようと思わなんでしょうということを、言わんとしておるんですよ。

ですから、それだけね、国というのは、固定資産税も要れへんし、持っておってもかかれへんと、そういう1つの何がありますからね、やっぱり、もうちょっと、自分の土地があれば、自分の土地を先に考えてやっていかんとあかんということを、私は言わんとしておるんです。

ですから、やっぱり何でも歴史は振り返って、これでよかったんかなという思いの中で、やはりもう1回考えてしていかんと、そういう後の土地が、今は、幕山の保健センターにしる、今の久崎の、貸しています。

しかし、それまでは、遊んでおったし、利神の小学校の跡地についても、これからも、今、まだ、はっきり決まっておられませんけれど、やっぱり、そういうことを、いろいろな加味した中でやっていかんと、もったいない思うんやな。

ですから、そこらへんを言うておるんですよ。

ですから、仮に、朝霧園の土地を5,000平米1万2,000円、平米当たり買って、5,000、6,000万円したんかも分からんけどね、そういう金を、やっぱりコロナで困っておる、そういう人たちにでも、まだ、回してあげたら、まだ、喜ばれるんじゃないか思いますよ。と私は思うです。

何かありますか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） お金の使い方というのは、いろいろと効果的に使わなきゃなりませんけれども、その 5,000、6,000 万円を、コロナで困っている方にバラまいたらいいというような考え方、これは行政にとっては、これは本当に中長期的に見ても、そんなことは、やはり一番やってはいけないことだと思います。

当然、必要な事業として行っておりますし、その土地についても、町有地であっても、民間が持っておられる土地であっても、基本的には町内の土地です。町内の土地を、いかに、うまく有効に、また、周辺を含めて、それを整備して、環境をよくしていくか、これも行政の仕事ですから。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） まあまあ、町長は、町内の土地であるから、それ、やっぱり見通し、どがい言うんですか、そういう空き地にして、草ぼうぼうになったらしたらあかんということをおっしゃっておりますけれど、今、どんどん、どんどん人が減って、そしてお年寄りが亡くなって、そういう住宅も空き家が増えて、自分のほ場整備した、いい田んぼでも草ぼうぼうになって、そういう放置されるような格好になっております。

ですから、そういうようなん、町長が、今言われたような格好の中で、町内の土地ですから、ちゃんと、やっぱりしていかなんという思いでいらっしゃるんですけど、それ全部するということは、とても不可能でございますので、そこらへんについては、やっぱりメリハリつけた中でやっていただきたい。このように思います。

そういうことで、一般質問終わります。ありがとうございます。

議長（石堂 基君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、9 番、金谷英志議員の発言を許可します。

〔9 番 金谷英志君 登壇〕

9 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、町森林ビジョンの具体化はどう図るか伺います。

町では今年 3 月に佐用町森林ビジョンを策定しました。この中で策定の目的を「森林の有する多面的機能の持続的な発揮を重視した新たな森づくりの展開を図る。森林・林業に関わる人々の役割を明確にしながら、森づくりに関する施策やその取組を総合的かつ計画的に実施するため」としています。このビジョンの具体化をどう図るか伺います。

森林所有者へのアンケート結果では、約 7 割が森林を放置しており、3 分の 1 が森林を手放したいと考えているとして、管理方法が課題であると分析。国の森林経営管理制度では課題が残るとしています。この制度の問題点は何か。また、町独自の方策として、森林の町有林化制度はどのようなものか。

航空レーザー測量のデータ解析を行い、森林 GIS システムへの搭載で林業事業者へ情報提供し森林整備の加速化を図るとしているが、森林整備の何が加速できるのか。

エネルギー用材をはじめとする新たな活路の開拓により、生業による広葉樹林整備を推進するとしていますが、どのような生業を考えているか。

町内には大規模な製材所がなく、用材の生産・加工されることがほとんどなかったが、

今後広葉樹の出材量が見込まれ活用方法や製材方法を検討するとしています。町立か事業体の協同の自前の製材所を検討してはどうか。トータル林業の推進の項では、林業の6次産業化の推進を掲げています。

森林にまつわる相談にワンストップで対応できるように、職員の知識と技術を向上させスキルアップを図り、迅速な対応が可能な体制を整備するとしています。実際のスキルアップの具体策はどうか。

施業体制の見直しとして路網の設置が困難な箇所については、架線集材への取組を進め、技術習得を図るとしています。架線集材での搬出が今後増えると思込まれるのか。

町長の見解をお伺いします。

議長（石堂 基君） ここでお知らせをします。

傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの初めのご質問であります町森林ビジョンの具体化をどう図るかについて、お答えをさせていただきます。

初めに、4月20日に開催をされました全員協議会において、ご報告させていただきました佐用町森林ビジョンの策定の経緯や内容につきまして、今一度、説明をさせていただき、それぞれのご質問にお答えをさせていただきます。協議会での説明と重複すると思いますが、ご了承いただきたいと思います。

さて、森林林業の現況は、議員ご承知のとおり、長期にわたる低迷を続け、上向きの気配はございません。そのため、町といたしましては、森林行政の推進にかかる基本的な計画として、平成26年度に佐用町森林資源活用計画を策定をし、今日まで、この計画の達成を目標として森林整備等を推進をしてきたところであります。

一方、国策においては、ここ数年で、森林環境譲与税制度や、新たな森林経営管理制度が法制化をされ、森林行政を取り巻く環境は大きく変化をしております。また、森林ビジネスにおいても、単なる木材生産だけでなく、森林セラピーといった森林空間を活用したビジネス展開など新たな価値が見出されようとしている状況にあります。

これらの状況変化に柔軟に対応し、町の森林行政を推進していくために、策定後5年が経過した森林資源活用計画の評価と検証を行い、森づくり懇話会や森林所有者アンケートによる住民の皆さんのご意見、林業事業者や林業関係者等へのヒアリングの結果を反映させて、森林資源活用計画を見直し、佐用町森林ビジョンとして取りまとめたところであります。

このたび、策定をいたしました佐用町森林ビジョンは、本町における森づくりの羅針盤として活用し、木材生産をはじめとする林業の活性化に加え、森林の持つ多面的機能の発揮に努めるとともに、さらに世界にも視野を広げ、国際目標のSDGs（エスディージーズ）に貢献する取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

まず、1点目の国の森林経営管理制度の問題点は何か、佐用町独自の森林の町有化制度はどのようなものかについてでございますが、平成31年に施行された森林経営管理法は、森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないと所有者の責務を明確に規定をされたところでございます。

その上で、自ら森林の経営管理ができない森林所有者から、森林経営管理権を町が取得

し、森林経営を行うことと規定をされております。この制度は、町が地上権を設定し、林業経営を行う、従来の町行造林の制度とは異なり、契約期間内に健全な森林になるように保育間伐等の整備を行った上で、森林所有者にお返しするものであります。

そこで問題となりますのが、せっかく整備してお返しした森林を、その所有者が引き続き、経営管理が持続できるかどうかという、その可能性は、相当低いのではないかと想定されるところにあります。

その理由といたしましては、木材市況の長期にわたる低迷もございますが、小面積を所有する小規模な森林所有者が多く、拡大造林期に植林はしたものの、そもそも森林経営を営んでいないという森林所有者の形態による要因が大きいというふうに考えております。アンケート結果では3分の1もの森林所有者が森林を手放したいというふうに考えており、それらの方が、例え整備されて返されても、その後、適正に経営管理していただけたとは考えられません。

そのために、長期的に森林の維持管理が可能となる本町独自の制度を検討してまいりたいというふうに考えておりますが、その町有化等という具体的な策については、いろいろと課題も多くあり検討中でございます。

また、自ら森林の経営管理ができないため、町に森林を引き取ってほしいという相談が、近年増加傾向にあり、農林、建設、財政担当で組織する審査会を経て、民家に隣接していない、また、墓地等が含まれていない、そして、登記がしっかりとされているなど、それぞれの条件はございますが、可能な限り森林の寄附を受けているところでございます。

町有林化を図ることにより、所有者不明となる恐れのある森林の減少、森林所有者の明確化ができるほか、町有林の経営による森林整備の促進につなげていくことができるというふうに考えております。

現状では、申し出のあった森林を寄附、受納している状況であります。これらの森林は、先代の方々の並々ならぬ労力と投資がかけられておりますので、これを少しでもお返しすることができる方策がないかということも、検討をしているところでございます。

また、林野庁からは、森林の町有林化は、国が示す森林経営管理システムを上回る究極の取組であるというご意見もいただいておりますことから、町としても積極的に、これを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の航空レーザー測量による森林資源量調査により、森林整備の何が加速できるのかについて、お答えをさせていただきますが、現在の森林整備の実施区域の選定、施業については、各林業事業体の経験則等に基づき、林業事業体、自らが区域を選定をし、施業をいたしております。そのために、過去に施業したことのない森林の様子は全く分からないというのが現実でございます。

近年の林業は補助金なくしては経済活動はなり得ませんので、補助金の交付を受けるために、制度に基づいた事業手続きを行っております。その代表的な制度が森林経営計画制度でございますが、この制度の主たる森林経営計画は、おおむね50から100ヘクタールの林班というエリア内で、対象となる森林の2分の1以上を間伐等の施業をする必要がございます。

そのため、森林の所有者に間伐等の協力を依頼するわけでございますが、承諾のためには現地調査を行い、所有権等権利関係や土地の境界を調査する必要があります。調査の結果、倒木が多かったり、搬出する経路がなかったり、所有者が不明であるなど、この調査に多大な時間と労力をかけても森林経営計画が策定できない場合もございます。

事前に、レーザー測量の成果により得た森林の資源量等を把握しておくことで、施業地の選定等にかかる時間と労力を大幅に節減することができます。その結果として、森林経営計画の策定区域を増やし、施業箇所の確保が進み、より計画的な施業の実施が展開され

て、森林整備地の拡大が見込まれるというふうに考えております。

また、森林経営計画による森林整備ができなかった、いわゆる非経済林については、1点目のご質問にございました森林経営管理制度などにより、町が森林環境譲与税等を活用して整備していく必要があるというふうに考えております。

なお、レーザー測量の成果により得た森林の資源量等のデータや、施業履歴等を管理するために、森林GISシステムを活用してまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目の広葉樹林の整備にかかる生業はどのようなものかということでございますが、町内の森林の約半分を占める広葉樹林、里山林でございまして、かつては薪炭林や、しいたけ原木の生産等に活用されてきたわけでありまして、それが、エネルギーの化石燃料へのシフトや、生活様式の変化に伴い、その活路を失ったために放置をされ、荒廃をしております。

管理されていないため、樹木は大径木化し、シイタケ原木の規格に合うものはほとんど見られなくなっております。このため、バイオマス用材や家具用材等の新たな活路を見出すことにより、経済活動、いわゆる生業として林業による広葉樹林の更新を図っていくことが理想であるというふうに考えております。

ただ、補助制度や販路、施業技術が確立している針葉樹でさえ、補助金に頼らなければ経済性がない中で、簡単に答えが出るものではないというふうに思っております。そのために、今後、国内のあらゆる事例を参考にしながら、長期的に検討をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、4点目の自前の製材所を検討してはどうかということでございますが、ご承知のとおり、町内では、長年にわたり製材業を営んでこられた事業者さんが次々と廃業され、現在、大径材の製材が可能な製材所はございません。議員がおっしゃるとおり、6次産業化の実現に向けては、輸送費の面からも町内に製材所があることが理想でございますが、製材には、大型の製材機械が必要となることはもちろん、知識と経験を持つ技術者が必要であります。

町内に製材所がないからといって、容易につくれるものではございませんし、それが広葉樹林の製材となると、さらに高いスキルが求められることとなります。

現在、稼働しております木材ステーションさようにおいて、多種多様な材を集め、ロード販売や、さらに加工して販売することにより、輸送費のコスト削減、木材に付加価値を加えることは可能でございますので、中間土場機能を拡張していくように、考えていきたいというふうに思っております。

そうした施設の町立の施設となりますと、先に申し上げましたことから、課題があり、設置は困難であると考えておりますので、林業事業体等の民間事業者から、製材業への参入の相談があれば、これは積極的に協力し、支援もしてまいりたいと考えておりますが、当面の間は、近隣の町外の製材所に頼らざるを得ないというふうに思っております。

次に、5点目の職員のスキルアップの具体策はについてでございますが、森林行政の業務は、林業の振興、森林の保全、環境維持、治山治水、鳥獣保護等業務内容は多岐に及んでおります。県や大都市では専門職が配置されているようですが、佐用町役場では森林行政の専門職を置くというような余裕はございません。また、子供の頃から山仕事を手伝った経験を持つ職員も少なくなっておりますので、なおさら、職員の森林に対する潜在的な知識というものも、これも少ないというふうに考えております。

これらの課題は、他市町も共通しており、そのために、県では森林大学校において、市町職員向けの講座を開催もしております。このほかにも、様々な林業関係団体主催の各種研修が開催もされておりますので、担当職員には、これらに積極的に参加して勉強をするようにも指示をしているところであります。さらに、森林組合など林業事業体と連携を

図り、現場にも積極的に足を運んで林務の基礎を基本的に学ばせるように指導をしてまいりたいというふうに思っております。

最後に、架線集材の搬出が今後増えると見込まれるかということについてであります。現在の森林施業は、車両系による搬出間伐が中心となっております。これは、各林業事業体において、車両系による搬出のための林業機械を整備されており、今後も基本的には、作業道を開設して搬出する施業形態が続くというふうに思われます。しかしながら、作業道の設置が困難な、急峻な岩場の山林での搬出においては、架線集材を検討しなければならないことは確かであります。

今後、この施業の増加を見込んでいくというより、必要になってくるというふうに考えております。

また、架線集材は、主伐期に主に活用される技術と考えておりますので、当然、近い将来には、多くの森林が主伐期を迎えてくることから、今のうちから、林業事業体などに架線集材の技術を習得していただいて、現場において最適な施業方法による森林整備ができるように、これを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁を終わらせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 町の森林の町有林化の課題、国のほうとしても、これは究極のやり方だという、それはそうなんでしょうけど、それで、課題として考えているんですけれども、検討中だと。今、検討中の課題は、町長、どんなものがあるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今の森林の状態を見ますと、既に、町に対しまして、いわゆる無償、寄附でもいいから町に寄附させてほしいという申出がかなりありますね。

そういうことを、片方では進めておりますので、ただ、森林アンケートでも、ある程度の価格で町が買ってくれるのならというの、かなりあるわけです。

ですから、1つは、価格の問題です。今現在、取引されているのも、非常にバラバラで、土地の評価額、税の評価額程度で取引されているところもありますし、場合によっては、その施業ですね、上の立木が整理されておれば、その分をある程度評価をして取引されている例も若干あります。

特に、町がこれから長く、町有林として管理をしていく上でのメリットは大きいわけですが、しかし、その問題として、いわゆる里山林という山、これは、人家に接していたり、また、お墓なんかが、かなり昔から、いっぱい点在をしております。

そうした、また、農地との関係の中で、農地に日陰になったり、いろいろとするような場所もあるわけです。だから、そのあたりを、町がどの程度まで管理するか。そういうところを、ある程度、明確化をして整理していかないと、町有地ということになると、やっぱり住民の皆さんから見れば、町の土地なんだから、言わばしっかりと管理してくれというようなことの要望が出てくる可能性が非常に高いし、それを全ての地域で、そういうことをすること自体は、町としては、非常にこれは森林環境譲与税をある程度入れたとして

も、それでは追いつかなくなる可能性はあります。

ただ、このまま放っておくと、そのまま登記もされずに、持ち主が分からない。それと、町外者の一部、利用ができそうなどころだけを含めて、安く売買されてしまうということになると、町に全く関係のない人が所有されるというような事態になると、余計、この管理ができなくなることは明らかなので、そういうメリットと、非常に問題となるところの整備と、それを、今、整理しながら検討をしております。

価格的にも、当然、町が、全部を買うわけじゃないですから、まだ、自分で、ちゃんと管理をするという方のほうが、まだまだ、多いわけですから、当然、そういうところは、個人が、しっかりと責任持って管理していただく中で、町として、今、30%、その中で20%ぐらいを、例えば町有林化をする。それを有償である程度買い上げるということになると、評価額ぐらいで考えれば、大体評価額が平米10円から20円までですから、今、面積として、3万平米の20%、6,000平米、5,000ヘクタールぐらいの土地という想定をしますと、そんなに大きな財政負担というのは、今の佐用町にとって、将来のそういう大きな問題、経費のことまで考えると、非常に大きなメリットがあるというふうに思っておりますので、そこらあたりを、町民の皆さん、特に、森林所有者の方が、どこまで理解していただくか、それを皆さんに出した以上は、皆さんが、同じように、協力していただかないと、この事業が一部の方だけというわけにはいきませんので、そこらあたりを、できるだけ、今、一応、計画をつくりましたので、今年度の事業として考えていきたいというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 買取価格が1つの課題だと、それ今、町長も、今の答弁の中で、それほど佐用町の負担にはならないということですから、価格面で、財政面では、私、それ、町有林化は進めれるんじゃないかと思うんですけども、国のほうの森林経営管理法の中で、この法律は、改めて改定された中には、所有者の不明や境界不明等の課題もあると。これがあるから、町が管理したらという、その制度になったんですけども、佐用町もレーザ一測量も行いますから、所有者が不明であったり、境界線が分かりにくいと、不明ということは、今回、それは課題ではないと、買取りに当たってはね、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、大きな課題なんですね。

だから、現在でも、町有地にするためには、きちっとした法的な登記手続きをしなきゃいけません。そうすると、所有者を明確にし、しかも、これまで、何代かにわたって、ちゃんとした移転登記がされていないとなると、そこまで、やはり、登記をして、移転登記ができるまでに、個人のほうの相続登記をしていただかなければならないわけですね。

だから、そういうことに対して、非常に大きな経費が掛かります。このあたりも、それを行うためには、どれぐらい、町が、個人だけの責任だと、なかなか進まない。だから、それを進めるためには、どの程度の支援を、その登記に当たってしていくか、これも当然、

大きな課題です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 生業の、広葉樹を活用した、生業のところですか。

町長、先ほどの答弁では、バイオマスへの、家具用材とか、それを使えるということですね。具体的にバイオマスでしたら、大型のバイオマスの発電所みたいなことではなくて、小型のバイオマス発電所みたいななんも考えられているようですけれども、町として取り組む、そのバイオマスであれ、家具用材として使うという部分には、具体的な検討、全国の他市町の例も参考にしながら、これから検討していくということですね、今現在でバイオマスの活用なり、家具用材の活用はどんなふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 広葉樹、いろんな品種があって、なかなか、その用途については、その樹種によって大きく違って来るわけなんですけれども、非常に大径木化をして大きくなっていると言っても、そうは言っても何百年というものではありません。当然、ここ50年、60年放置したものが大きくなっている程度ですから、直径が1メートルを超えるようなものは、ほとんどないわけです。

今、町内で家具をつくっておられる三日月の木工の方に、町内の木材というものが使えるかということ、そこも使いたいという思いは持っていて、一部、樹種によっては、活用できるんだということは聞いておりますので、それは一緒に取り組んでいきたいと思っておりますけれども、ただ、量的には、そんなに、大きな量が必要というわけではないし、かなり樹種も限定をされてきます。

そうなってくると、ほとんどの木材が、今では、出すと、まきや炭にはなりませんので、バイオマス燃料として活用することが、今一番現実的だと思います。チップ、パルプも含めてですね。

だから、そうなると、今の価格でいくと、非常に生業として、事業として成り立たない価格であります。

だから、針葉樹、人工林については、国がこれまで、制度をつくって、そうした補助制度を活用しながら、何とか山主さんにも若干還元できるような形で、今、間伐等に取り組んでいるわけなんですけれども、ただ、全然、まだ、そうした雑木、いわゆる広葉樹については、そういう制度がないので、そここのところを、国に何とか制度設計をしてほしいということを、今、強く要望をしております。

そのあたりが、国として、こういう森林管理計画、管理法ができた中で、やっぱり、その1つの一連の整備の中で、そこまで対応ができるように、国としての制度設計ができれば、町としても、かなり、それは進めることができるというふうには思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 岡山県の西粟倉村、この近く、すぐ佐用町の近くですけど、そこでは、2009 年に百年の森事業を始めて、町の森林組合や、それから役場、それから、民間の業者も入れて、そういう事業をやっていると。これが、2009 年に始められたんですけども、その目的というか趣旨は、約 50 年生にまで育った森林の管理を、ここで諦めず、村ぐるみで、あと 50 年頑張ろうとして、美しい 100 年の森林に囲まれた上質な田舎を実現していこうということで、当時の村長さんが始められたということで、こういう、私、組織づくりもビジョンを現実化していく上では必要じゃないかと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、地域一体で連携して進めていくことが大事だと思うんですけども、なかなか西粟倉と、今、比べられますと、やはり森林の今の状況というのが、かなり違います。

前から、私が、一番強調してお話させていただいているのは、佐用町内、ほとんど民有林で、しかも非常に小規模、個別で昔の里山林として活用するために、1つ1つの山が小さく分割されて、実際に所有されていると、そこらあたりで、なかなか大規模な方が中心になるところが半分ぐらいあれば、やりやすいと思いますけども、西粟倉村なんかは、前からの森林の村であり、所有されている面積も、それぞれが、かなりの面積を所有されている方が多いわけです。

ですから、そこらあたり、やっぱり町行政が、かなり中心に、佐用町としては進めない、それには、やっぱり森林組合も一体となって取り組んでいかないと、そうした計画的な施業なり管理なりは、それは難しいなというふうに、私は、感じております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） このビジョンを進める上でも、組織づくりというのは、具体的に進める上では、私、必要だと思うんですね。

この西粟倉村の例だして、恐縮ですけども、西粟倉村では、AB 材を自社製材所で製材して、家具製造や合板・集成材の大手製材業者に販売、自社で内装材などを製作したり、これが西粟倉村で廃校になった学校を利用した森の学校というので、販売や製材、それから、住宅の建材の販売なんかも、そこで行っていると。これが佐用町では、町長、町が主体になってということですけども、当然、西粟倉村でも、村が、その中のメンバーの中には百年の森構想の中には、村も当然、入っているんですけども、その中で民間の業者も、改めて、こういうふうな森の学校なんかも立ち上げられてやっておられる。私は、やっぱり、そういう組織づくりも、町が主体になるか、民間が主体になるかあるかとは思いますが、そういう組織づくりは必要だと思うんですけども、町長、改めていかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 実態については、私らも、やはり森林所有者の、もう一度、森林に対する思いとか考え方というのを、再度掘り起こしていかなきゃいかんということで、そうしたアンケートをしてみたり、また、懇談会を設けてお話をさせていただいたりをしてきたわけです。

それから、やっぱり林業に関わってくる森林事業者の方、これ何とか少し増えてあります。その方たちとも、そうした話し合いをする機会をつくっているわけです。

ただ、西栗倉のほうでも、大きく百年の森構想とかということ、旗を揚げて取り組まれておりますけれども、なかなか実態は、詳しくは分かりませんが、私も向こうに、西栗倉にいたところも、それが事業として、うまく例えば製材して、自分とこで販売するというものが、どれぐらい事業として動いているのかということについては、若干まあ、なかなか難しいということも聞いております。

ですから、林業そのものが、そういうことで、最終的には消費者、どういうふうに使っていくかというところが、全部、川上から川下まで、きちっと整っていないと、継続的な事業というのはできませんし、しかも、その森林というのは、本当に百年というぐらい、中長期的に考えていかなければならないところです。

そのへんが、やはり今の時代の中で、そうした皆さんの理解を得て、また、一緒に取り組むということ、声をかけていっても、組織的にも、十分そういう人がみんな集まって、ということが、農業もなかなか難しい状況の中で、林業は、さらに難しいというのが、難しいからできないで、放っておいたらいいのかということじゃないんですけれども、現状としては、そういうことだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。
失礼しました。金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長も林業行政には詳しくて、取り組んでおられるというのは、よく分かります。

それで、難しいんですけれども、改めて、森林ビジョンも、これまで策定されて、やっていくと、その意気込みを、私も感じます。

ですから、それに則って、具体化が進んでいくようお願いしまして、1回目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

健康づくりをどう進めるのかについて、伺います。

町では、健康さよう21を、今年3月策定いたしました。この計画をどう実践していくのか伺います。

入院と入院外の受診件数は、長年、統合失調症が1位だったが平成30年に糖尿病が1位

となって、入院医療費の割合では、1位が循環器疾患。2位が精神疾患と続き、入院外の医療費割合では1位が内分泌疾患。2位が悪性新生物としています。この結果の要因をどう分析しているのか。そして、この疾病に対しどのような対策をとるのか伺います。

2番目に、身体活動・運動の課題として、成人期で運動習慣のある人が4割を下回っている。高齢期では、いきいき百歳体操や頭と体の健康体操など地域活動への勧奨と周知を挙げています。これらの課題解決をどう図るのか。

3点目に、直売所などの連携により、1年を通じて新鮮野菜や特産品を学校給食に供給できるシステムづくりを行うとしていますが、地元食材使用量の目標は、元年度実績は42%に対し、7年度は45%です。目標値が低いのではないのでしょうか。

4点目に、基本理念として、世代を超えて、地域みんなで健康づくりを掲げています。健康増進、食育推進、自殺対策を行う上で地域づくり協議会単位での体制・組織が必要ではないのでしょうか。

町長に伺います。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの2点目のご質問でございます健康づくりをどう進めるのかという点について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の受診件数、入院及び入院外医療費の結果の要因分析とその疾病に対しての対策ということについてでございますが、受診件数については、長年、統合失調症が1位。次いで、糖尿病の順でございましたが、平成30年に糖尿病が1位となり、統合失調症と逆転をいたしました。

入院医療費と入院外医療費のそれぞれについて要因と対策を述べさせていただきます。

入院医療費については全国的に、1位は精神疾患。2位、循環器系疾患。3位、悪性新生物となっております。佐用町においては、平成30年度まで精神疾患が1位を占めておりましたが、令和元年度にそれまで2位だった循環器疾患が1位となりました。これまで精神疾患は入院が長期となり入院医療費用が伸びておりました。一方で、生活習慣が起因となる循環器疾患、中でも脳梗塞や大動脈瘤、心臓病などは医療の進歩と共に手術など高度な医療がされることで、高額な医療費が必要となっていることから循環器疾患が1位を占める要因となったというふうに考えられます。

また、入院外医療費は通院で、全国的には1位が消化器系疾患。2位、循環器系疾患。3位、骨格系疾患となっておりますが、佐用町では、数年来、内分泌疾患が1位を占めております。内分泌疾患は生活習慣に起因し糖尿病、脂質異常症、糖尿病性網膜症などがあり、入院医療費の1位である循環器病疾患とも関連があるものでございます。

また、運動習慣については、成人の運動習慣のある方の割合は以前よりは多くなったものの37.8%と低く、若年層ほど、運動習慣がない状況でございます。こういった観点からも生活習慣病のリスクが高く、内分泌疾患の医療費が高くなる要因になってございます。

以上から、健康増進計画では糖尿病の重症化予防を目標の1つに揚げ、佐用チャンネルなどを利用して野菜摂取量の増加、野菜から食べることを進めております。また、さよう健康ポイント制度を推進中であり、商工会と連携をし、ヘルシーなメニューを提供していただく健康応援店の増加を図り、特定健康診査を受診し、減塩に取り組み、自ら健康づくりを進める人を、さらに増やしてまいります。

健康ポイント制度は、特定健診を受診された方に、ポイント手帳を発行し、「知る」「動

く」「食べる」それぞれにポイントを貯めると商工会で使える商品券がもらえるという制度でございます。

さらに、「生活に+10（プラステン）体を動かそう！」を目標にし、各年代での取組を掲げております。詳しくは、次の質問の中でお答えをさせていただきます。

内分泌疾患に起因する生活習慣病の予防は、すぐに効果や結果が出るものではございませんので、生活改善等、よい習慣が身につけられるよう支援をしてみたいと思います。

2点目の、身体活動・運動の課題解決でございますが、成人期では、働く世代の運動習慣の啓発に、職場対抗60日チャレンジウォーキングを推進しており、町内の事業所が多く参加いただいております。さらに広報紙で地域おすすめのウォーキングマップなどを進めてまいります。また、健康づくりセミナーではヨガの講習会等の普及にも努めてまいります。

高齢期のいきいき百歳体操は、各地域において継続的に体操を実施することにより、介護が必要な状態になることを防ぐことを目的とした介護予防の事業として実施をしているところでございます。

平成27年度より、いきいき百歳体操実施グループの支援を行ってきており、当初6グループ、約130人の参加でございましたが、5年を経過した令和2年度末現在では、36グループ、約700人が参加をいただいております。徐々に参加グループも増えております。体操に加えて、栄養指導や歯科口腔指導なども受けることにより、食生活の改善にもつながっているというふうに思います。

さようチャンネルで「さよういき百倶楽部」という番組を制作をして、新規の教室開催につなげたり、単位高年クラブにPRをするなど、いろんな機会を利用して啓発も行っているところでございます。

また、頭と体の健康教室は、教材を活用した学習療法で、認知症予防教室として開催をし、あわせて、いきいき百歳体操などを行い、身体の健康づくりにも役立っていると思います。

まだ、コロナ感染症の影響のなかった令和元年度では、年間42回、おおむね週4回、1回当たり実参加者は20人程度で、延べ882人の参加がございました。

次に、3点目の直売所などの連携により、1年を通じて新鮮野菜や特産物を学校給食に供給できるシステムづくりを行うとしておりますが、地元食材使用量の目標は、元年度実績42%に対して7年度は45%であり、目標値が低いのではないかということについて、お答えをさせていただきます。

健康さよう21の食に関する基本目標では、地元の農産物の普及啓発と地産地消により、佐用の食文化と環境を守っていくことを目標といたしております。

特に、基礎体力が構成される学齢期の学校給食においては、町内の旬の野菜や特産物を優先的に使用することといたしており、そのため、町内の生産者と契約をし、安全安心な地元農産物の提供にご協力をいただいているところでございます。

これまでの一般質問でもお答えをさせていただいたところでございますが、現在、給食センターでは12人の野菜生産者から、39品目中、大豆、なす、玉ねぎ、大根、白菜など20品目の野菜を購入しております。しかし、町内の栽培方法は露地を中心としたもので気候にも大きく左右される中、旬の野菜となると年間を通じた安定供給には限界がございます。議員ご指摘のとおり、目標値については高いとは言えませんが、農林振興課が所管する生産者部会や直売所とも連携を図りながら、使用量の拡大に努めているところでございます。

最後に、健康増進・食育推進・自殺対策を行う上で地域づくり協議会単位での体制・組織が必要ではないかというご質問でございますが、一部の地域でございますが、地域づく

り協議会と連携をして、要望に応じてウォーキング指導や栄養講座講師派遣などに管理栄養士や保健師が出向して健康づくりに取り組んでいるところでございます。また、本計画に掲げる目標を達成するために、個人や家庭などにおいて、健康づくりの重要性を理解していただき、自らの健康観に基づく主体的な取組が必要であろうというふうに考えております。そのために、行政、職場、地域団体、事業者、医療機関、学校などが連携をして、一体的な推進をすることで健康づくりを支援し、推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、ご質問に対する、この場での答弁を終わらせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） この計画の中でも健康寿命の延伸を図ることが大切だと、当然、そうなんですけれども、この今までのデータの中で、殊さらこれを、改めて取り上げるといいうのもあれですけれども、健康寿命、兵庫県下だったら佐用町が女性の場合が県下順位が 36 位。男性が 40 位。これ健康寿命と言いましても、1 年の中に、ずっとでも県下平均が 83 歳ですから、佐用町が女性の方が 83.31 ですから、そないに、順位は悪いですけれども、そんなに県下で取り分けて悪いということではないと思うんですけれども、健康寿命を引き上げる上で、県下挙げて、町もそうですけれども、町として健康寿命を上げていく上で、一番目の質問で言いました佐用町でどんな疾病が多くて、どんな、それが、要因になっているのかと分析。

先ほど、データはずっと町長、答弁されたんですけれども、何で統合失調症が多いか。糖尿病が多いか。全国的な傾向でもあるんですけれども、佐用町は特に、その統合失調症が多いという、その分析を、もうちょっと踏み込んだ分析はされていますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、データとして、佐用町としての状況というのは、答弁させていただいた状況になっております。

それぞれ、やはり、それを改善するためには、なかなか統合失調症というのは、非常に難しい取り組みになるんですけれども、少しでも働きやすい環境をつくって、そうした体に何か、不調なり、実際、しんどい、仕事の面で、例えば、役場職員においても、朝、起きれないとか、精神的に負担、何か重い感じがするとか、そういうような時に、できるだけ早く相談を保健師なり、そういうところで、ちゃんとしてくださいというようなものを、町内のいろんなトイレとか洗面所とか、いろんなところにも置いたりしているのを見ていただいたことあると思うんですけれども、そういう取組をしているわけです。

ただ、疾患において、そうした糖尿病とか、内分泌疾患、これは、どうしても食生活と運動と言いますけれども、基本的に、やっぱり食生活を改善していかないと、なかなか改善できないだろうということで、こういう点については、そういう分析、実態のデータを基に、管理栄養士、また、保健師が、やはり、その実態を、よく分かっていますから、何とか少しでも健康寿命を、そういう食生活なりに運動によって、改善をしていくための取組ということは、当然、それぞれの担当者が担当課で取り組んでいるという、この結果がす

ぐになかなか、効果として出てくるというのは難しいところがありますけれども、少なくとも、そのへんは、一生懸命、いろいろと機会をつくって、工夫をしてやっているということについては、これも今、答弁させていただいた中でも、百歳体操でありますとか、健康づくりのいろんな、グループでみんなで行おうという、ウォーキングをやったり、いろんなことをしている点について、このへんは、ご理解をいただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 地産地消の項では、計画の中では「身土不二」、その土地と切り離せないというふうな、からだど、土地と土とは切り離せない、身土不二の考えに成り立つ地産地消は、地元の食材を地元で消費することにより、安全で安心な食材を摂取するとともに、輸送による経済的な負担や危険性のリスクを抑えることにつながり、身体にも環境にも優しい食への取組であると、こういうふうな計画の中で述べているんですね。

今後の食育は全ての住民に対し、様々な食に関する情報の中から安全で新鮮な食料を選び出す力を養わせるとともに、地元の農産物や旬の食材について普及啓発を進め地産地消を推進することで、住民の健康と佐用町の食の伝統そして環境を守っていきます。こういうふうな計画の中で述べて、まさに、これが実現できれば、私、すばらしいことだと思います。

先ほど学校給食に限って言いましたけれども、路地物が多いから、年間を通じて量を確保するのは難しいということもありますけれども、旬のものについては、100%、私は、それを、目指すべきだと。年間通じて、いろんな野菜を食材として使うことはある。それは、当然、ありますけれども、旬のものについては、佐用町産を 100%使うなり、こういうふうな取組も、私、必要だと思うんですけれども、今現在は、そういうふうには、私、ないと思うんですね。

生産者が、それだけ生産されていないということもあるんですけれども、ですから、旬のものについて、学校給食に限ってですから、いろいろ一般家庭で使う分もあるし、施設で使う分、病院や、それから福祉施設なんかで使う分もありますけれども、学校給食に限っては、年間使う分が、はっきりしておるわけですから、この分については、地元の方に、農家の方に、これだけは確保できます。売れますよということで、私、旬の野菜については、100%、それは地元産、佐用産が使えるんじゃないかと思うんですけれども、その点、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ですから、今、金谷議員もおっしゃるように、旬のものというのは、やはり、この路地で、その季節にできるもの。これについては、今、品目を全てを栽培していただくわけには、できていない。栽培者の都合もあるわけですが、それは、かなりのものを、そうした契約的な、お願いして、その栽培者に栽培して納品していただいているわけです。

ただ、1年を通して、やっぱり給食をしますから、旬じゃない時季外れのものでも、どうしても、例えば、白菜が要ったり、玉ねぎが要ったりします。そういうものは、そうい

う市場から買い入れてこなきゃいけない。そうすると、1年間を通して、私は、やっぱり平均すると、これぐらいな、40%ぐらいというのは、かなり努力した結果ではないかなというふうには思うわけです。

あとは、品目を、やはり、野菜もいろいろありますから、やっぱり食べるほうについても、給食の内容について、やはり変化もあり、おいしいものを、子供たちに食べさせてやりたい。だから、栄養士も、いろんな食材を、当然、変化のあるものを使います。だから、それについて、数量的にどうしても量が限られて小ロットのものになってくると、なかなか栽培する人に、これを栽培してくださいと言っても、栽培ができないという部分はあると思いますけれども、そのへんは、使うほう、給食センター側と、栽培をしていただく方との、やっぱり連携というのも、当然、必要だというふうには思うわけです。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 健康づくりは、こういうふうに、計画も健康さよう21ということで、全体の計画があるんで、それを具体化する上で、私、最後の質問で出していますように、佐用町の13の地域づくり協議会の中で、健康はこうする。地域づくり協議会は健康だけでやることじゃないですから、先ほど言いましたような農産物の産業の振興という面でも、ずっと前ですけども、徳島県の上勝町なんかは葉物野菜で高齢者の方が、そういうふうにして、健康、国保財政が病気にかからなくなったと。農産物をつくることによって、生きがいもあって、それは健康づくりになるというふうなこともありますから、それを、私、佐用町全体でこういうふうな方針を出すのは、それは当然なんですけれども、13の地域づくり協議会ごとに、その地域にあった産業も含めた、産業も連携した健康づくりをやっていく、そういう組織づくりが、私は、必要ではないかと。

町長、その地域づくり協議会の振り返りの中でも、そういうことも言いました。佐用町でも、それをやるんだということですけども、私、何べんも言いますが、地域づくり協議会ごとの、その地域の健康づくりを考える組織が必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まさに、今、金谷議員がお話のように、そうした健康づくりというのは、ただ単に運動したり、ただ簡単に食べたりするだけじゃなくって、自ら地域でも畑を耕しお米を作っておられたり、労働もして、そういう活動して、健康にも、当然、つながっていく。それを、また、食べることによって、健康、体を維持していくということですから、そういう課題について、やはり組織が必要だというふうにお話ですけども、地域づくり協議会というのは、何も限定したものではなくって、そういう自分たちの生活全体に関わることを、皆さんと一緒に協力しながら取り組みましょうということなので、地域づくり協議会の中で、既に、その活動として福祉事業に取り組んでいただいたり、健康づくりをやるうとか、みんなでデイサービスみたいな形の活動を地域でやるうとか、いろんなことも、やっぱり地域づくり協議会の中でやっていただいております。

それが発展して、自分たちで、たくさんの、その地域に農地があり耕作地があるわけ

です。そういうところで、そういう生産もしていこうというふうに発展していただければ一番理想だと思いますから、それは組織として、新たにつくるということじゃなくって、その組織の活動範囲を、いろいろと工夫して広げていただければというふうに、私は思いますけれども。

どっちにしたって、組織をつくらうと言っても、その参加している人は、同じ人が、みんなやらなきゃいけないことですから、地域全体に関わることが地域づくり協議会という形で、一応、いろいろと活動を考えて動いていただいているわけなので、そういう地域のコミュニティとか、そういうものだけではなくって、それ以上に、次、発展的には、地域のみみんな健康的な安心できる生活をするということが究極の目的ですから、そういう課題にも取り組んでいただければというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） そういうふうには先の質問の森林ビジョンにしても、健康さよう21の健康増進計画についても、ただし、これは、これが本当にビジョンなり計画がよくできた、この理念と方向性は正しいと思います。それが具体化して、健康づくり、それが佐用町の森づくりに資するように、改めて、町の取組をすべきだというふうに申し上げて質問を終わります。

議長（石堂 基君） 金谷英志議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時40分とします。

午後00時23分 休憩

午後01時40分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。
3番、加古原瑞樹議員の発言を許可します。

〔3番 加古原瑞樹君 登壇〕

3番（加古原瑞樹君） 議席番号3番、加古原瑞樹でございます。
今回の私の一般質問は2点について、通告書に基づき質問をさせていただきます。
まず、この場からは新型コロナウイルス感染症による教育の影響と、その対策はについて質問させていただき、2点目については、所定の席から質問をさせていただきます。
昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言の発令など、私たちの生活は一変しました。
また、最近では変異株の出現により、今までをはるかに上回るスピードで感染が拡大し、

3度目の緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況が続いております。

その結果、各地の感染状況を踏まえ自治体の判断で学校が休校になるなど、子供たちに直結する問題となり、子供たちにとって当たり前だった学校生活を過ごすことができなくなりました。

学習面だけでなく、健康面、成長や発達、居場所や社会学習、友人との学校生活の思い出までもが、制限され失われることにより、不安やストレスを感じる子供は少なくありません。

子供たちの学校生活を新型コロナウイルスから守るため、常に教育委員会をはじめ、現場の先生方にはご尽力いただいていることは感謝しています。

しかし、新型コロナウイルスのパンデミックから2年が経過した今でも、状況がよくなるどころか、まだまだ予断を許さない状況にあり、今後も子供たちの安心・安全はもちろん、少しでも有意義な学校生活をおくることができるよう、不断の努力が必要だと思えます。

そこで、現在の小中学校でのコロナによる影響とその対策についてお聞きします。

①、マスクの着用やアルコール消毒以外にも、授業の進め方など、どのような対策をとっているのか。

②、GIGAスクール構想により、1人1台のタブレット端末が配布されましたが、現在、どのように運用されているのか。

③、コロナにより精神面で不調をきたす子供が増えていると思うが、ここ数年の状況は。以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（石堂 基君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君）

それでは、新型コロナウイルス感染症による教育への影響と、その対策はについてのご質問にお答えいたします。

①点目のマスクの着用やアルコール消毒以外に、授業の進め方など、どのような対策をとっているのかについてですが、基本的には、文部科学省や県教育委員会からの通知の内容をもとに、学校職員で共通理解を図りながら対策を行っております。

まず、教室の換気の徹底や手洗いの励行はもちろん、各教室で可能な限りの間隔をとって活動しております。各教科の学習内容や授業の進め方についても、グループの人数を減らすなど、密にならないような工夫をしております。また、学校行事についても、児童生徒の安全を第一に考え、規模や時間を縮小したり、延期にしたりするなどの対策をとっております。

次に、②点目のGIGAスクール構想により、1人1台のタブレット端末が配布されたが、現在どのように運用しているのかについてですが、現時点では、児童生徒の本格的な活用に向けて、教職員対象の研修を継続して実施しているところです。昨年度末から数えますと合計4回の活用研修を実施し、今後は各学校単位での研修も予定しております。

また、「AIドリル」をタブレット端末に入れている学校もあり、朝学習や授業始めの復習等で活用していく予定であります。

③点目のコロナにより精神面で不調をきたす子どもたちが増えていると思うが、ここ数年の状況はどうかについてですが、ご存じのように、昨年度は臨時休校や夏休みの短縮の影響で、精神面で不安定になったり、不調をきたしたりする児童生徒が数名ありました。今年度に入っても、学校の休校はないものの日々の教育活動に様々な制約や制限がかかっ

ているため、子供たちも何らかのストレスや不安感、やりきれない思いを抱えているのではないかと感じております。そこで、日々の子供たちの様子をしっかりと観察し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、今後も相談体制を継続していきたいと考えております。また、今年度も子どもたちメンタル面のアンケートを定期的に実施し、実態把握を常に行っていきたいというふうに指示をしております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど、説明があったんですが、マスク、アルコール消毒以外にも、密を避けるような対応を取っていただいているということで、基本的にはそういう対応になるかなというふうに思います。

他市町見てみますと、小中学校対象として、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインを作成している自治体があるんですが、本町では、こういったガイドラインのほうは作成されているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 基本的には、佐用町独自のガイドラインはしておりませんが、県の通知の下にするようにと徹底はしております。

まず、感染防止の3つの基本になりますけれど、身体的距離の確保。それから、2点目には、原則マスクの着用。この点については、熱中症の関係もありますので、そういったことのおそれのある場合は、マスクも外してもよいというような判断をするようにということをしておりますし、3点目には、やはり手洗い、十分な流水で手洗いをして、必要に応じてアルコール消毒をするというのを基本に、この3点については、徹底してするようにしております。

ガイドラインにつきましては、自然学校については、修学旅行については、ある程度、校長会等が相談して決めております。感染症の拡大について延期するかとか、中止にするかとか、そういったことを保護者をお願いすべきこととかというふうには、決めておりません。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） 昨年、急遽、コロナウイルスの感染が拡大ということで、現場でもかなり混乱している状況であったと思います。

そういうガイドラインがなくても、基本的には、対処が、今、できているということであったんですが、先日、大阪府高槻市で、今年2月、小学校での体育の授業中、5年生の男子児童が5分間走を行った後で、体調が急変して病院に救急搬送され、その後、死亡さ

れております。

小学校では、マスクの着用について、体育の時は、マスクを外してもよいと児童に伝えた一方で、心配な人はつけてもよいと指導されていたということです。

コロナ対策としてマスクの着用は必要だと思うんですが、最近でも体育祭など、熱中症により緊急搬送されるケースが増えております。本町では、このへんの指導というか、対応は、どのようにされているでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほども言いましたように、原則マスクは着用するんですが、熱中症とか暑さ、気温によって、マスクを外したりというので、今日のようないい天気の場合は、最初から外すように、そのかわり身体的間隔、ソーシャルディスタンスについては、十分取るようにというような形で進めております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） なかなか、ちょっと、子供たちの体調であったりとか、様々な条件が重なって、こういうふうな不幸な事故が起きたんだと思うんですが、国のほうもつけるじゃ、つけんじゃということで、迷っているところもあるみたいな感じがしたんですが、その点は、現場の先生方に細心の注意を払っていただいて、対応していただくということしかできないということだと思います。

ただ、本町でも接触を減らすために体育の授業中、倒立や跳び箱の補助をせずにけがにつながったという事例も聞いております。幸い軽傷で済んだようですが、コロナ対策をしてけがをしていたんでは、本末転倒だというふうに思います。

こうした事例や、その後の対応など、ほかの小中学校でも情報の共有などが必要だというふうに思うんですが、こういった点は、どのように行われているでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） そういった事例がある場合について、緊急を要する場合は、メール等で各学校に、こういう事例が町内の小学校や中学校でもありましたので、十分注意するようというような指導徹底をしたり、あるいは、具体的には校長会がある時には、さらに詳しいような状況の結果について報告をして、各学校共通理解を図っているところがございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） コロナ前とは違う形で授業をしないといけないということで、先生方は、大変、工夫等、気をつけなくてはならないことがたくさんあって、大変だというふうに思います。

今後、こうした事例も、もちろん起きないことが、まず大前提ということで、情報の共有等、しっかりやっていていただきたいというふうに思います。

それから、②点目の GIGA スクール構想で、1人1台のタブレット端末が配布されました。こちらについては、まだ、実用は、使ってはいないということだったんですが、コロナの感染拡大の状況によっては、昨年のように長期休業、また、学級閉鎖や学年閉鎖も想定されます。こうしたところを考えると、なるべく早い対応をしていただきたいということをお願いしておきます。

ただ、タブレット端末だけではないんですが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響によって、家庭内での生活時間が増えた子供たちが、インターネットに触れる時間が大幅に増えているようです。

内閣府が行った令和元年度青少年インターネット利用環境実態調査によれば、小学生で約4割、中学生で約8割、高校生で9割以上が自分のスマートフォンを持っており、1日のインターネットの平均利用時間が3時間、1日2時間以上インターネットを利用する子供の割合が約7割というふうになっております。

利用内容としても、動画や音楽、ゲーム、それから SNS といったようなことで、我々よりネットには詳しいような状況になっております。

そんなような状況の中で、今回、配布されたタブレット端末を利用して教育を実施する中で、一番のデメリットとして、有害な web サイトの表示、閲覧にかかわるインターネットトラブルや長時間利用による健康被害の発生などが想定されます。このようなトラブルを回避するために、今回、補正でフィルタリングソフトを導入するという事になっていんですが、このフィルタリングソフトというのが、うっかり、あるいは故意に危険なサイトにアクセスしないようにコントロールしていくという便利な機能なんですが、5月1日付の中日新聞によりますと、フィルタリングを設定しても、子供が抜け道や裏技を使ってゲームや動画サイトに熱中する問題が起きているという記事がありました。

また、学習用に用意されたアプリでもプログラミングアプリの中で、ほかの利用者がつくった多数のゲームを発見し、友達と情報交換し、ほかにもネット上のゲームを見つけて遊んでいるようです。

このたび補正で導入するフィルタリングによって、タブレットはどこまで管理をすることができるのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 6月補正を上げさせていただいておりますフィルタリング機能ですが、こちらのほうは全てのタブレットに導入するわけではございません。

昨年度の児童・生徒数でタブレットは用意しておりますけれども、本年度の児童・生徒数は昨年度から約34人減っております。ということで、30台余り予備のタブレットがございますので、その端末にのみフィルタリングソフトを入れる予定です。

ですので、今の状況、コロナの状況から言いますと、昨年のような、全校一斉に休校ということは、まず、ちょっと考えられないのかなというようなところがございます。多くても、その学年、佐用町は1学級が多いんですけども、最低、その学年が、もし学級閉鎖

となった場合でも、そのタブレットを持ち帰ることができるようにということで、措置をさせていただこうということでございます。

全てのタブレットに導入すればいいんですけども、フィルタリングソフトが約 2,000 円、年間使用料がかかります。これは毎年かかります。ですので、小中学校が約 1,000 人おりますけども、毎年 200 万円かかってまいります。ということで、すぐに、このソフトを入れるのではなくって、今年、本当に持ち帰る必要があるのかどうか。持ち帰って、それだけの学習効果が高めることができるのかどうか。そのへんを、教員も研究しながら、それと同時に、今、議員さんがご指摘のように、幾らフィルタリングソフトが入っていても、やはり抜け道というのはございますので、やはりそのへんの保護者さんについても、よく理解をしていただいて、一緒になって、子供の学習を見守っていただくようなことを考えようとしております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 今現在、持ち帰りがされていないということで、確かに、すぐには必要にはならないかなというふうには思うんですが、なかなか費用もかかるということで、フィルタリングのソフトが全部入っていないということだったんですが、ゆくゆくは全部に入れるという方針でいくんですね。

言うのは、全国的に見ても、学習の中心が、やっぱり紙とかのベースじゃなくなってきているのは事実だと思うんです。

コロナに関係なく、このタブレットを利用して電子教科書であったりとか、そういうふうな勉強のスタイルというのが、だんだん進んでくるんじゃないかなというふうに思うんですが、それに対して、今後の予定としては、進めていくという、持ち帰って勉強ができるという形で持ってくるんですかね。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） そもそも文科省が、これ進めております GIGA スクールというのは、持ち帰りを前提に進めております。

数年後には、デジタル教科書につきましても、本格的に実施していきたい。決して、紙の教科書をなくしていくということまでは、まだ、文科省のほうも説明しておりませんが、数年後には紙とデジタル教科書と併用していきたいというような方針がございます。それに伴いまして、やはり家庭でも、それらを利用できるような方向で、やはり持ち帰りも視野に入れながら進めていく必要はあると考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 子供たちというのが、なかなかインターネットに関しては、すごく興味を持っている部分だと思います。

タブレットが来て、いつ使えるんだろうなということで、楽しみにしている子たちも、たくさんいたんですが、当然、これは勉強に使うものであって、遊びで使うものではないと思います。

こうしたフィルタリングによって、いろんな危険な部分から子供たちを守っていくということで、必要なソフトだと思しますので、多少ですけど、ちょっと金額は張りますけれども、こういったフィルタリングのほうも導入のほうを進めていただきたいと思います。

それから、家庭内でインターネットの利用が増えているということで、特に、SNSの利用について、こちらのほうは警察庁の令和元年の犯罪情勢のほうでは、SNSによる被害児童が前年比で15.7%、過去5年間で26.8%増え、過去最多の2,095人になったようです。

ネットを通じて他人と知り合うことで、犯罪被害に遭う事例も見られます。

また、SNSなどで、人の悪口などを書き込むなど、インターネット上での人権侵害やいじめが発生し被害に遭った子供が不登校になるなどの事例も発生しております。

こうしたネットでのトラブルというのが、学校外でも行われています。

ネットの利用を制限するだけじゃなくて、子供が安心・安全にインターネットを活用するためには、フィルタリングだけではなく、ルールやマナーを守る習慣を身につけることが必要だというふうに思います。

こうした情報モラルに関する指導というのは、どのように行っているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育長。

教育長（浅野博之君） それでは、ルールやマナーについてですが、中学校については、生徒会自らがルールを決めて、例えば、10時以降は使わないとか、1日何時間であるとか、そういうふうなルールを決めて、中学校はしていると思います。

小学校も中学校もそうですが、毎年、必ず1回はサイバーについての講演会を、警察あるいは、その関係の方に来ていただいて、講演会を開いていただいたりしております。

中には、やっぱり保護者だけでは、十分理解ができないということで、子供対象というか、児童・生徒を対象に、もう一度分かりやすくしてほしいというふうな意見もあって、例えば、小学校6年生対象だけに、もう一度したようなケースも過去にはございます。

そういったところで、インターネットでの使い方、SNSの使い方、マナーを、毎年、必ず保護者も含めて研修を行っているところです。

また、中学校については、著作権の問題等がありますので、技術家庭科なりの情報の時間に、そういった学習はしております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） 年に1回、講習とか、いろんな場面でしていただいているということであったんですが、モラル、いわゆる常識的な部分というのは、慣れてしまうと、どうしても緩みがちになってしまうと思います。

年齢によっても教え方が、先ほど言われたように違う。特に、保護者も分かっているようで分かっていない部分というのがたくさんあると思います。

ですから、こういったところに関しても継続的に、本当にしつこいぐらいに教えていかないと、子供たちが、先ほどのフィルタリングソフトの件じゃありませんが、抜け道を見つけていくようなこともありますから、ぜひとも、そこらへんに関しても丁寧に進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、先ほど、タブレットのほうでも言っておけばよかったんですが、セキュリティの部分、セキュリティの事故に関するところでは、ウイルスに感染したメールを開いたり、感染した改ざんされた web サイトを閲覧し、感染したケースが非常に多いのが実態になります。

ID やパスワードは、多分、1人1台タブレットには配布されているというふうには思うんですが、これもウイルスに感染すると、なりすましなどによって、その本体自体がどうこうじゃないんですが、それを利用して、ほかの犯罪に利用されるといったようなケースも実際の社会ではあります。

こうしたところのセキュリティソフトに関しては、どのように対応されているんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 先ほど、フィルタリングのお話をさせていただきましたけども、一般的に、今、児童・生徒にお勧めいうか、ご家庭にお勧めしているソフト、i-フィルター（アイフィルター）というんですけども、そちらのソフトほどセキュリティが高いソフトではありませんけども、今、導入しているタブレットにもセキュリティソフトははいってございます。F-Secure（エフセキュア）という商品名なんですけれども、ある程度のセキュリティは、そこでかかっているかなというふうに考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） 子供たちも、僕たちもそうなんですけども、不意に、そういうふうな犯罪に巻き込まれるといったようなケースもあります。

特にメールなんかで分からないメールが来て感染するといったようなケースでは、やはり未然に、そういうふうなことも、勉強もそうなんですけども、しておかないと、用意をしておかないと危険だと思います。

今回、そういうふうなセキュリティソフトが入っているということで、大丈夫だというふうには思います。

それから、もちろんネットを利用するメリットというのもたくさんあると思います。

そこで、今回のタブレットの配布を受け、ただ単に気をつけながら最低限利用するということではなくて、インターネットを有効活用することも重要だと思います。

現在、コロナ禍ということもあり、家庭訪問もコロナ対策として希望者のみ玄関先で行うような対応がされているというふうに聞きます。こうした時だからこそ、先生と子供、それから保護者との連携を取る必要があると思うんですが、タブレット、また、インターネットを利用して、オンラインでの家庭訪問や三者面談等の実施というのは考えておられるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 家庭訪問については、今のところ考えておりません。

と言うのは、玄関先で、密室の部屋でするわけでもありませんので、それで、短期間で
すので、十分身体的距離も取れますし、そういったところで、間接的より直接表情見なが
ら、そういったところで温度差が分かると思いますので、やっぱり直接会ってお話をした
り、三者面談についても、3人ぐらいの人数ですので、大きい1つの教室でしますので、
やっぱり、そういうオンラインをするよりは、やはり直接話をするほうが良いと思います
ので、現在のところは考えておりません。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） もちろん、現場で話をさせていただくほうが、僕たちもありがた
いというふうに思うんですが、コロナの状況を見ながら、そういった対応もできるんじ
ゃないか、そういうふうな選択肢も、ぜひ考えていただければなということと、後は、先生
方の労力を少しでも省けるんじゃないかということも、ちょっと考えて、そういうふう
に提案させていただきました。

できる限り、実際に会って指導していただくということがありがたいと思いますので、
気をつけて行っていただきたいと思います。

それから、先日、総務常任委員会の閉会中の事務調査で説明を受けたんですが、最近、
支援が必要な子供たちが増えているというふうに聞きました。

国立成育医療研究センターのほうが、令和2年に行った、「コロナ×こどもアンケート」
第4回の調査報告によれば、「小学校4年生以上の15%から30%のこどもに中等度以上の
うつ症状がある」ことが示されており、子供たちの心のケアというのが引き続き重要な課
題となっております。

以前、一般質問で、スクールカウンセラーなど、専門員の力を十分発揮していただくた
めにメールやネット上での相談窓口を開設するなどの対応はできないか。そうすれば、も
っと気軽に子供たちが相談でき、いじめや不登校などの問題行動も早期発見できると思
うがどうかというふうに、お聞きしましたが、今後、このような対応というのはできないで
しょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 相談ごとは、直接やっぱりしていただくというのがあれなんですけ
れど、なかなか言えないというんだったら、メールのほうが言いやすいというのであれば、
そういったことも1つの手段ではあるとは思いますが、やはり普段の生活の中で、担
任あるいは他の教師が、この子、様子がおかしいなというのがつかめるような、佐用では
少人数ですので、そういったところで、しっかり観察をしていただいて、未然にそういう

のをキャッチしていく。あるいは、定期的に生活アンケートを取っておりますので、それは無記名でしておりますので、メールと同じように気軽に書けるというのは1つあります。

また、そういったところで、心のケアを努めていくようにはしております。

特に、コロナ禍に入って、その回数をできるだけ増やすようにというふうな指示はしております。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） コロナが増える以前からも、こういった問題があったと思います。

ただ、そこに加えてコロナが、こうやって感染拡大してきて、子供たちのストレスというのは、やっぱり増えてきていると思います。

もちろん、メール以外でも普段から行きやすい状況が学校でつくっていただいているという状況があれば問題ないんですが、細かく対応しているんだということをお聞きしましたので、ぜひとも小さな心の変化のほうも見落とさないように、また、今後もご尽力いただきたいというふうに思います。

それから、今後、本町では、中学校の統廃合も視野に入れつつ、小中連携、それから、中中連携を図っていくということをお聞きしております。

そうした授業も、今、コロナの影響で、なかなか地域との連携も取れないような状況だと思うんですが、こうしたことにも、今後、タブレットなんかも使っていくことができると思います。

ぜひ、そういうふうな部分も今までやったことないと思うんですが、有効に活用していただきたいというふうに思います。その点何か、今、考えておられることありますか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 連携教育等、タブレットが利用できないかという話ですが、若干ですが、学校間の差はありますけれど、中学校の授業を小学校でオンラインで結んで授業参観をするというような取組も始めております。

実際、今日の午前中も学校名を出しますと三日月中と三日月小は、例えば、英語の授業を中学校でしておるのを三日月小の英語担当の先生プラス空きの先生で参観するというようなこともしておりますし、それから、中学校の先生が小学校に行って、ある単元とか、ある時間だけ、ちょっと教えるというような計画も、一応出ておりますので、これが、どこまで今後進めていくか、そういったことも含めて、タブレットを利用してオンラインでということもありますし、それから、町内の先生を対象にオンラインで研究推進を大学の先生と結んで、実際、各学校の担当の先生とオンラインで町内の研修もしたところです。

そうやってタブレットの利用を進めておりますので、そういうことで、先生方にもタブレットに慣れていただくという、そういった面もあります。

だから、小中連携をしながら、できるだけ、そういったタブレットを利用しながら慣れていただくということも考えております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） 僕が一番聞きたかったのは、そういうふうな活動に、今後、タブレットが使って行っていたらいいんだらうかというところだったんです。

基本的には、当然、子供たちに教育をするために使う道具ではあると思うんですが、こうした工夫をすることで、今まで以上に効果が上がるということも可能性があると思いますので、今後も、そういった新しい取り組みというの大変だと思うんですが、ぜひともよろしくをお願いします。

それから、そのタブレットなんですが、今回は国の予算でタブレットが配布されましたが、今後、また、数年後にはバージョン、また、本体のほうも経過していきますから、買換えの時期がどうしてもやってくるというふうに思います。国の予算がつくかどうかというのも、当然、分からないんですが、先ほどのフィルタリングソフト、それから、セキュリティソフトなど、余分にまた、負担がかかることも大分予測されます。こうしたことを、今現在、国の方針が決まってははいませんが、町としては、こういった面は、どのように考えておられるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まだ、文科省や県からの通知は来ておりません。

今、高校については、来年度の入学生からは各自で用意というふうには聞いておりますけれど、小中学校の義務については、まだ、今のところ通知等はきておりません。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） 分かりました。まだ、先の話だとは思いますが、やはり先ほどのように、高校、大学になって個人で保護者のほうで負担ということになると、また、保護者のほうも大変だと思います。できましたら、なるべく子育て支援ということで対応していただけたらありがたいというふうに思うんですが、インターネットのほう、子供たちにとっても、こうした感じで有意義なツールであり、必要不可欠なものになっております。

コロナの影響でオンラインの会議をはじめ、これからの社会では、ただ単にネットを活用する能力だけでなくネット上でのコミュニティスキルが必要になってきます。

実際、ここ数年、子供たちの将来の夢やなりたい職業には、ユーチューバーをはじめとしたネットを活用した職業を目指す子供たちが増えております。

しかし、一方で、ネット依存やネット内でのいじめ、犯罪への誘惑など様々な危険があります。子供たちを、こうした危険から守るためにも、また、これからの社会で活躍するためにも、学校と保護者が連携を取りながら、これからも注意深く見ていく必要があると思います。

教育委員会をはじめ、先生方には大変御苦勞をおかけしますが、今後もよろしく願いいたします。

それでは、1点目の教育に関する質問は、これで終わりたいというふうに思います。

それでは、2点目のアフターコロナ、南光自然観察村から交流人口増へということで、2019年の9月議会で南光自然観察村から交流人口の増加をとということで、一般質問をしました。

この施設は、本町の一番の魅力である自然を満喫することができ、町外からのお客様が多数来られております。

しかし、昨年からの新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令など、経営を取り巻く環境は厳しいと思います。

今後、ワクチン接種が進み、以前の生活を取り戻せた時、本町の観光の窓口として交流人口の増加を果たせるよう、今から準備が必要だと思います。

前回の一般質問の後、インターネット予約の利用や休日と平日など料金の変動制の採用については早急に対応していただきましたが、コロナ感染症対策と、アフターコロナに向けての取組について、次のことを伺います。

①、新型コロナウイルス感染症対策は。

②、ここ数年の経営状況と、コロナによる影響をどう考えるか。

③、商工会青年部との連携によりバーベキューセットの販売を試験的にするということがあったが、現在、そのような取組はということで、よろしくをお願いします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からの2つ目のご質問でございますアフターコロナ、南光自然観察村から交流人口増へについて、お答えをさせていただきます。

①点目の新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、緊急事態宣言の発出により、昨年度は4月7日から5月31日までの約2カ月間、今年度は4月25日から緊急事態宣言が解除されるまで、現在も新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、施設を閉鎖をしているところでございます。

利用者のほとんどが、姫路やまた、京阪神の都市部からの方で占めておりますので、町内での感染拡大を防止するため、また、人の流れを抑制するための措置として、施設の閉鎖をしているところでございます。

営業中は、既に、消毒液の設置や各施設の消毒なども実施をしておりますが、今後、再開後の対策といたしましてもコテージやトイレ、炊事場など、様々なスペースに消毒液等を設置し、手や指の消毒をお願いするとともに、清掃時に職員が各施設の消毒を実施してまいりたいと思います。また、トイレ、炊事棟などの共用スペースにおいては、利用者の皆様へ使用後の設備の消毒をお願いをしたいと思います。特に密になりやすい大浴場についても、現在、使用は当然、中止しておりますけれども、感染状況を見ながら、脱衣所に新たな換気効率の優れた換気扇を設置いたしましたので、入浴される人数も制限しながら、大浴場も開放していきたいというふうに考えております。

②点目のここ数年の経営状況と、コロナによる影響についてでございますが、ここ数年の経営状況といたしましては、平成21年の水害以降、利用者数・使用料収入ともに毎年堅調な伸びを示しています。

新型コロナウイルス流行前の5年間では、利用者数は、平成27年度1万5,500人余り、令和元年度1万9,000人余り。使用料収入は、平成27年度で2,571万円だったものが、令和元年度3,458万円まで、利用者数・使用料収入共に平成27年度比較して1.3倍と増えて

おります。

コロナによる影響でございますが、令和2年度は利用者数1万6,000人余り、使用料収入2,897万円で、前年度と比較して利用者数・使用料収入ともに約17%の減となりました。これは、先ほど申し上げましたように、4月7日から5月31日まで、緊急事態宣言により施設を閉鎖したことや、その後も大浴場などの共用スペースの利用を制限したことによる影響とみられます。今年度も、4月25日から緊急事態宣言が、これから解除されるまで施設を閉鎖する予定であり、令和2年度同様に、また、もしくはそれ以上の影響が出ることも見込まれるものであります。

今後の予約状況でございますが、令和3年1月から受付を開始したネット予約の導入により、閑散期である2月には令和元年度と比較して約2倍の予約があり、夏休み期間である7月は約1.3倍の予約が入っております。

緊急事態宣言解除後は、コロナウイルス感染予防の対策を十分にとった上で、営業も行ってまいります。

③点目の商工会青年部との連携によるバーベキューセットの販売についてでございますが、佐用町商工会青年部にご協力をいただき、異業種交流事業として、南光自然観察村のPR活動を通じて町の地域経済の活性化を図るために、キャンプ場のPR動画を作成し、ユーチューブにアップしていただいたりウェブサイトを作成していただくなど、キャンプ場活性化事業に取り組んでいただいております。この事業の1つとして、南光自然観察村の利用者が町外で食材を購入される状況を改善するために、町内事業者の食材やキャンプ用品を南光ひまわり館が予約受付や商品の引き渡しを行って、販売を実施をしております。商品を販売していただいている事業者は、肉、魚介、パン、まきなどの5事業者で、バーベキューセットをはじめホルモン焼きうどんセットやピザなどの食材、スウェーデントーチなどのキャンプ用品を販売をいただいているところでございます。

昨年7月23日から8月16日までの約1カ月間で試験販売を実施をいたしまして、コロナや悪天候の影響を受ける状況の中で、20件の利用がありました。家族で利用されたお客様の購入が多く、事前の購入が不要で、佐用の食材が食べられることがよいと、好評を得たところであります。

その後は、冬の鍋セットなどのメニューを変えながら試行し、今年4月から通年で販売を予定をしていたところでございますが、コロナによるキャンプ場施設の閉鎖となり、現在、販売を中止している状況でございます。

営業再開後は、南光自然観察村のホームページを活用しPRするとともに、ネット予約者への予約確認メールなどを利用して、食材供給事業を推進をしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、この場でのご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） 前回の一般質問の後、予約システム等料金変動もですが、早急に対応していただいて、コロナの状況を受けながらもですが、かなり効果が現れてきているような数字だったというふうに思います。

残念ながらコロナの影響で休みということだったんで、思うようには伸びていませんが、今後も、ますますキャンプの人気も増えてきております。ぜひともここの交流人口を増やすこと。そして、それから、経済効果をだしていただくと、お願いしたいとこ

るではあるんですが、先ほどの商工会青年部のバーベキューセットの販売の実績についても、かなり希望が持てるようなものじゃないかなというふうに思います。

今後も集客数を上げるというだけじゃなくて、ほかの付加価値、先ほど言いましたようなバーベキューセットだけじゃなくて、前回の一般質問では、若手農業団体やJAなど、いろんな団体と協力しながら利用料金以外の部分の付加価値をつけて利益を上げていくというふうに答弁をいただいております。

それ以外に収益を確保するために、ほかにどのような取組をされているんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 食材供給事業が、先ほど、町長のほうから説明いたしましたとおりでございますけれども、それ以外は、今現在、調整中でございますのが、地元の農業団体の皆様と調整を図りまして、地元で取れた生産された野菜を直売していくというような取組ができないかというようなことで、今、調整を進めているところでございます。

それから、これも地味な部分ではございますけれども、非常に、今、キャンプ以外にもテレビ等々でご存じかも分かりませんが、サウナのほうも非常にひそかなブームになってございまして、今、ひそかではなくなってきたんですけれども、例年、サウナの利用が数万円から十数万円といった状況だったのが、昨年度の100万円を超えるサウナの利用率というような形で、サウナの利用が非常に活性化しております。そういった部分では、サウナの様々な民間の団体等とも協力を得る中で、サウナを活用した何かPRイベントも実施したいというようなことも検討いたしております。

それから、後は、いろいろと常連のお客さん、非常にたくさんご利用いただいているわけなんですけれども、それぞれに利用のしなくなったキャンプ道具等も出てきているというふうなことも伺っておりますので、お客様同士でリサイクルマーケットなども検討してはどうかと、これは確定では、当然、ございませんけれども、そういった、いろいろなアイデアも現場のほうで、常時考えているところでございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3番（加古原瑞樹君） サウナも大変人気がありますし、目の前が、なんせ川ですから、サウナを好きな方にとっては、非常に環境が整っていると思いますので、ぜひとも、そういったところも強みにして、進めて行っていただきたいと思います。

それから、キャンプ用品のフリーマーケットというのも話が出ていたと思うんですが、こうしたイベントですよね、そういうふうなことも、現場で実際、先週行かせていただいて、施設長とも話をさせていただく中で、そういうことも、いろいろ考えているんだということだったんで、これから、コロナが明けたあと、非常に明るい材料がそろってきたなというふうに確認することができました。

また、先ほど、スウェーデントーチという話があったんですが、こちらのほう以外にも、バーベキュー用のテーブルとかいうのを、実際に施設のほうでつくられているということも耳にしました。

現場で働いておられる方、多分、大変な作業されていると思うんです。でも、そんな中

でも工夫して、いろんなものに取り組んでおられるというのが、非常に心強いんですが、できれば、いろんな団体等あると思います。そちらのほうも協力しながら、なるべく従業員の方、負担が増えないようにしていただけたらなというふうに思いました。

今後、ますますキャンプ人気が続くことが予測されますので、それに伴い、県内でも新たな施設ができてきております。競争が激しくなる中、差別化が必要になってきますが、先ほど、お答えいただきました集客イベントやキャンプ用品やグッズの開発、販売等、様々な取組をいただいていることが確認できました。各施設の整備の面でも草刈りだけでなく、村内に張り巡らされた通路を自分たちで整備し直すなど、キャンプ場の従業員の皆さんには、大変ご努力をいただいております。ただただ、驚きと感謝だけです。

今後コロナ対策等で大変だというふうに思いますが、地域の人や団体と連携を取りながら収益改善だけでなく、町内への経済効果につながるよう、今後もよろしく願いして、一般質問を終りたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ありがとうございます。

いろいろとキャンプ場のほうにでも、見ていただいて、そうして職員が本当に努力している部分に対しまして、評価いただいて、職員も非常にまた、やる気が出るというふうに思います。

ただ、町としても駐車場の整備や周辺のかなり投資もしてまいっております。

ただ、利用される人は、先ほど、申し上げましたように、ほとんどが京阪神、阪神間の都市部の方でありますので、できれば、こういう施設について、やはり町内の子供たちも、少ないんですけども、やはり自然環境の中で、いろんな自然体験をすることが非常に大事だと思います。町内の子供たちが、山が近くにあったり、川があっても、ほとんど、そういうところには、行くことができないという、今の現状です。

そのために、担当課のほうも、このコロナの緊急事態宣言が発令されている中で、特に、ああいふ子供たちの運動不足、また、外へ出ることができない。そうしたストレス解消。そして、それによって、キャンプ場に行っていただいて、あのキャンプ場を経験することによって、また、あとご家族と一緒に子供たちがキャンプしたりしてもらえればということで、この土日を無料で、子供たちを中心に開放しようということで、どれだけの方が来てくれるかは分からないんですけども、そういう取組もさせていただいておりますので、そのへんもできるだけ、まずは、一番、町内、そうした本当に、小学生、中学生ぐらいまでの間に、いろんな自然の中で経験を家族とともにさせていただく、そういうことも、これも大事だということで、進めていきたいと考えております。一言つけ加えさせていただきます。

3番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。終わります。

議長（石堂 基君） 加古原瑞樹議員の発言は終わりました。

続いて、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡です。

私は、2 項目について一般質問を行います。

まず、1 項目目は 3 点質問します。

健康福祉施策の具体的取組を問うとして、まず 1 として、新型コロナウイルス感染対策についてです。町内の新型コロナウイルス感染は、福祉施設でのクラスターの発生などで感染者が増えおり、町民の命と暮らしを守るために積極的な検査や支援に取り組むべきと考えます。

高齢者施設・障がい者施設や保育園などへの社会的検査を頻回・定期的に週 1 回程度実施に対することについて、その課題と計画を明らかにしてください。

モニタリング検査を希望する全ての人があつてもどこでも何度でも検査できる体制が必要だと考えますがどうでしょうか。

検査を受け、陽性になった場合の休業補償や生活保障についてはどのようになっておりますか。

国の第 3 次補正予算に追加された地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染の影響で減収となっている医療機関や福祉施設等関係者への支援に取り組んではどうかと提案します。

2 点目、補聴器購入助成制度の創設について伺います。

高齢者の 2 人に 1 人は難聴と推計されています。難聴は、生活の質の低下につながり、認知症のリスクを高めることも明らかになっています。補聴器を使用することが、生活の質の向上に役立ちます。平成 30 年（後で令和元年に訂正あり）6 月議会で、私は、質問を行いました。その時の答弁は検討課題ということでしたが制度実現に向け再度伺います。

補聴器の購入費は、補装具費支給制度による支援対象になりますが、両耳聴力が 70 デシベル以上など、かなり重い難聴でなければ制度を利用することができません。町民の聴力検査等実態はどうなっていますか。

千葉県浦安市では、制度を新たにつくって、開始から 26 年たつということです。65 歳以上の高齢者を対象に医師の証明と領収書を申請用紙に添付すれば 3 万 5,000 円を限度に助成が受けられるというものです。佐用町で制度を創設することについて、改めて見解を伺います。

3 点目として、児童生徒の健康と学習権を守ることについて、生理用品の配布と相談環境の整備を求めて質問します。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い雇用状況が悪化する中、世帯の収入が減少している家庭の児童・生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する生徒・学生も増え、生理の貧困が可視化され問題になっています。これまで長い間、生理を語ることはタブー視されてきたためその実態は知られずに来ております。

新日本婦人の会は、3 月に国に対し児童生徒が安心して通学でき、生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障するため、学校施設の女子トイレ個室に返却不要の生理用品の設置、財政措置等の要請を行いました。

3 月 23 日政府は、子供の貧困対策として、生活必需品である生理用品も支援対象だとし、2020 年度予備費から生理用品の提供などに 13 億 5,000 万円の支出を決定しております。

そして、政府は、自治体に決定を通知をし、配布は自治体の判断と回答しているということです。全国の自治体で配布や無償提供する動きが始まっております。佐用町での取組状況について伺います。

生理用品は、女性が健康に過ごすための必需品です。必要な人全てに行き届く支援を行うことについて見解を求め、答弁、回答をよろしくお願いいたします。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問、第1点目の健康福祉施策の具体的取組について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染対策について。

高齢者施設の新型コロナウイルス感染症病原体検査、抗原検査の実施状況につきましては、感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、感染者が多く発生している地域に所在する施設の従事者に対して、県が全額公費による任意の検査を実施されております。

本町におきましても、介護を必要とする高齢者が長期入所する施設のうちに、検査を希望された施設従事者が検査を受けられております。

現在も県による病原体検査が継続実施をされ、6月下旬まで公費による任意検査が実施されているところで、障がい者支援施設等の従事者についても同様の任意検査が実施されているところでございます。

このように、県による病原体検査等は、希望されるものに対しての検査が実施されておりますが、現在のところ、定期的な検査を継続的に実施するものではございません。

PCR検査等につきましては、感染の有無を確認するものでございますので、感染したことが明らかになった時に、他の入所者や従事者への感染拡大を防止するためには有効なものであるということは、当然、承知をいたしておりますが、5月10日から既に、高齢者施設において、入所者や従事者に対してのワクチン接種が始まっており、感染を未然に防ぐことで、より安心して高齢者施設で従事していただくことができますように、まず、ワクチン接種を早期に終わらせるよう取り組んでいるところでございます。

次に、検査体制についてでございますが、地方創生臨時交付金を活用したPCR検査等助成事業を計画をしております。これは、濃厚接触者の接触者を対象に検査費用の一部を助成するものでありまして、市中感染など感染拡大の防止に一定の効果があるものというふうに考えております。

次に、検査を受けて陽性になった場合の方の休業補償や生活保障については、町独自でこれを実施するという考えはございません。

次に、新型コロナウイルス感染の影響で減収となっている医療機関や福祉施設等への支援でございますが、医療機関については、昨年からの診察控えによる減収が報道等でも報じられているところでございますが、町内の医療機関に関しては地方創生臨時交付金を活用して、ワクチン接種やPCR検査を実施するための支援金給付を計画をしております。

機関それぞれの施設についての運営状況について細かく把握はいたしておりませんが、高齢者施設・障がい者支援施設等については、マスクや消毒液、手袋などの生活用具の支援を行ってまいりました。収益については、コロナ禍にあっても日常生活において最低限必要なサービスの提供を行っておりますので、減収などの影響は少ないものというふうに、認識をいたしております。

次に、補聴器購入助成制度の創設についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、令和元年6月議会において答弁をさせていただいたように、聴覚障がい者への補装具費支援制度による補聴器購入支援以外に、18歳までの児童には、言語の習得や教育等への健全な発達を支援する目的で、補聴器の購入費の一部を助成する事業も実施いたしております。

次に、町民の聴力検査等の実態でございますが、町が行う特定健診は、血液検査やレントゲン写真などの結果から、普段気づきにくい病気の早期発見や健康増進の観点から行われておりまして、診察項目に聴力の検査は入っておらず、難聴者の実態は把握はできておりません。

しかし、聴覚の異常は、聞こえにくいという症状で、本人そのものを知ることができるものでございます。高齢者の加齢性難聴は、家族や周囲の人が症状に気づくことも、当然あります。症状のある方は病院で診察を受けて治療をしていただくことが必要でございます。診察を受けた上で補聴器が必要な方には、医師から使用を勧められるとともに、補聴器を購入する際の補装具費支援制度も紹介されていることから、医療と福祉サービスが連携して支援しているところでございます。

この制度の助成を受けて補聴器が買えるのは、両耳の聴力が70デシベル以上の方、片側が90デシベル以上もう片方が50デシベル以上の方ということになっております。補聴器の値段は、性能や聴力によって異なりますが、例えば、高度難聴用で耳にかけるタイプで一般的な7万円ぐらいの補聴器を1割負担の、これを7,000円で購入をできるというふうな制度になっております。

高齢者の補聴器購入費の助成は、制度化している自治体は少なく、社会や周辺市町の動向にも、これからも注意をしておりますが、佐用町といたしましては、まだ町民の多くに知られていない補装具費支援制度を周知することに努めて、なるべく多くの方に、この制度によって補聴器を手にして、生活が改善できるように、支援を、まず、してまいりたいと考えます。

最後に、3つ目のご質問であります児童生徒の健康と学習権を守るために、生理用品の配布と相談環境の整備ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

生活や仕事など女性の困難や不安がコロナ禍において、深刻な状況となっていることから、政府は、令和3年3月に開催された緊急対策閣僚会議で、これまでの地域女性活躍推進交付金を時限的に拡充する緊急支援策を決定をされたところであります。

これを受けて、町では4月に交付金に係る事務連絡を受けました。具体的な緊急支援策の内容は、不安を抱える女性が、社会とのつながりを回復することができるよう支援する取組で、NPO等への委託取組が対象となっております。その中で、生活に困窮する方へ生理用品を配布することができるというふうにされております。

この取組について、5月28日まで公募をされておりましたけれども、佐用町では交付対象となる事業を行う団体はございません。

しかし、小中学校の児童生徒への生理用品の配布につきましては、児童生徒が生理用品を持ち合わせていない場合は、学校の保健室で備蓄しているものを保健教諭が配布していることや、下着や制服等の汚れにも対応できるように、新しい下着の備蓄や着替え用の制服・体操服の保管もしているといった取組も既に行っておりまして、児童生徒の学校での学習、健康環境は整っているというふうに思っております。

一方、経済的な理由で生理用品を入手することが困難であるなどの状況を背景に、この交付金とは別に、最近2カ月ほどの間に生理用品を公共施設で配布し始めた自治体が増えてきているというふうに聞いておりますけれども、こうした社会情勢に注視し、佐用町においても、女性が経済的な理由で生理用品を手に入れることが難しいために外出をためらい、活躍する機会を失うようなことがないように、支援をしてまいりたいと思っております。

ただし、生理用品の配布は女性の生活支援の入り口でありまして、生理用品だけの問題ではなくて、まず、生活や仕事の相談などの支援について、これまでと同様に健康福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員児童委員、龍野健康福祉事務所などが連携をして幅広く支援をしていくことが大切だというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） まず 1 点目の新型コロナウイルス感染対策について、再度伺います。

先ほどの答弁で、県が全額公費負担で希望者の施設従事者を対象にして、6 月下旬までの期間、定期的ではないけれど検査を行うということだったんですが、これは、前回の 3 月議会でも、この問題取り上げた時に、確か予定だということだったんですが、結果、6 月下旬までという期間が、まだ、終わっていないんですけれども、高齢者施設、障がい者施設での実施状況、具体的に佐用町の場合、どのように人数、それから、施設数、それらについて、今一度、具体的に回答お願いできますか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） はい、お答えいたします。

障がい者施設なり、高齢者施設に関しましては、今、最新の文書で来ておりますのは、6 月下旬までに関しましては、希望する施設において、この検査を積極的に利用してくださいということで、周知の文書が来ております。

ただ、これやり取りに関しましては、県と、それから、各施設のほうが直接されておりますので、すみませんが、実際のどここの施設で何名の方が受けられたという情報のほうは、私のほうでは把握はしておりません。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 感染症、これは県の所管ということで、新型コロナウイルスについて、先ほどの答弁もありましたように、佐用町で、その実態は、なかなか把握できていない。答弁できないというのか、実態として分からないという回答が多いんですね。

どれぐらいの感染者が出ていますかということも含めて、これまでそうでした。

私は、兵庫県の実態について、これは県全体なんですけれど、県議会議員の方から、県が発表している、既に終わっている 4 月の実施状況について伺いました。

その中では、兵庫県全体の実施状況は、国は、週 1 回の要請はしているんだけど、兵庫県の場合は、月 2 回の実施で、対象施設について、高齢者施設で 3,202。そのうち、309 施設での実施。実施率は、わずか 7.9%。また、障がい者関係の施設は、対象施設 1,704 に対し、204 施設。実施率は 6.9%ということをお伺いしました。

佐用町の実数は分からないということなんですけれど、なかなか検査をするということに対して、国のほうがかじを切るのが遅いんですけれど、遅いなりに、今、少なくとも週 1 回程度の検査をするようにという方向で動き始めています。そういう中であって、県の感染症の責任は県だと言いながら、やっぱり密接に関係する町としては、そういった実態について、積極的に佐用町内の施設、障がい者施設、どのようになっているのかというの

は、やっぱり、ちゃんと把握すべきだと思うんですけど、その点、基本的なところを伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） はい、お答えいたします。

こちらに届いておる文書におきましても、この文書の内容ですけれども、各施設におきまして、検査を積極的にご利用いただきますよう、お願いをいたしますというのが、県のほうから施設のほうに届いております。

実際に、どれほどの施設で、どれほどの方が受けられたか分からないというのは、私が申しましたとおりですけれども、各施設に対しましては、検査の積極的な利用を促していくということで、ご回答させていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 結局、何も分からないんですよ。

佐用町の福祉施設、それから、障がい者施設、それぞれ施設にお任せして、県とのやり取りでやってくださいよということなんですけれど、現実には、佐用町で、高齢者施設でクラスターが発生しましたよね。やっぱり集団発生すると、急に、佐用町内は、なかなか新型コロナウイルスは、田舎やし、都会のような感染はないだろうというような安心感いうたらあれですけど、たかをくくっていた状況があったかと思うんですが、一旦発生すると、命にかかわる、高齢者の場合、特にそうですけれど、そういう事態が、やっぱり現実には起こっているわけで、そういう中であって、やっぱり高齢者施設なり、障がい者施設、保育園、社会的検査というのは、少ないけれども、国が示しているような週 1 回程度のを実施することについて、やっぱり県と協力して、町民の命を守るために、私は、町として、もっと積極的な働きかけというのはできないのかなと、すごく思うんですけど、そのへんは無理なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今の県下で実施している状況が、佐用町だけじゃなくって、全県下の施設、6%、7%という施設しか実施されていないという実態であります。

そういう中で、やはり行政として、こうした対応に向けて、県が健康福祉事務所という中に、感染症対策とか、こういう問題に対する機関として、行政機関を設けているわけです。

ですから、これは町の行政であったとしても、県の行政であったとしても、これは町民や県民に対して、それぞれが、役割分担をして進めているわけであって、町が、例えば、それを、今、把握していないのか、何か、町としては怠慢だというふうに言われますけれども、じゃあ、いつ、どこで、どの施設がということ、県のほうに、例えば、お聞きして聞

いたとしても、それは、町としては、その担当は県がされていることですから、少なくとも強制的に、ほんならこれをしてくださいということでは、なかなか町の担当者としても、そこまで踏み込んで言えることではありません。

ですから、当然、県から、そうした文書が来た時に、県は直接、そうした施設に対しての同じように、公平に公費で負担をしますということも伝えているわけです。

ですから、それは、そういう中で対策をし、特に、これまで PCR 検査、事前にするものの重要性、皆さん必要性というのは、ワクチンが非常に遅くて、なかなか、その対策ができないという中で、これまで、早く感染確認をして拡大を防いでいくということが、非常に対策としての大きな対策になってきたわけですけれども、それが、結果的には、なかなか県下でも進まなかったことは実態としてありますし、佐用町内での施設も感染が広がった、クラスターがあったということも起きました。

それは、それで、結果としてそうなってしまったんですけれども、今は、そのために高齢者施設をできるだけ早く医療従事者からスタートして、そうした危険の高い施設に対して、ワクチン接種を早く進めていくということで、町も取り組んで、医師会とも連携しながら、そこに重点を置いて、今、取り組んでおりますし、もう既に、ほとんどの高齢者なりの、そうした施設は、ワクチンの接種、1回は終わりましたし、2回目もほとんど終わってきたところです。

ですから、そうなってくると、施設側としても PCR 検査をするというのも、なかなか非常に普段の介護をしながら、実態として、そこの職員の方も大変なんだと思います。ですから、ワクチンの接種が皆さんできて、従業員の方も安心して介護ができる状態になってくることが一番大事だったんで、それが出来上がってくれば、その後、状況としては、これで 100%安心とは言えないんだと思いますけれども、これは、やはり国なり県なりの判断、状況を判断をしていただいて、できる限り、通常の施設運営に戻していかなければなりませんので、そういう状況に早くなればいいなというふうに、私も思っておりますし、皆さんが、それを望んでいることだと思います。

既に、終わった中で、過去の情報として、もっと早く、そういう検査をしておれば、それは防げた部分があったというふうに、考えられるところもあるかもしれませんが、それは既に、終わってしまった話なので、今からの対策としては、そういうことではないかと思えます。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長が言われるように、今、ワクチン接種、町民の方も予約して、順次、接種が進められてきていますし、それに先立って、福祉施設、そういう高齢者の介護をされる方なんかを優先して、医療関係者なども接種されている、これはワクチン接種と、それから、コロナを完全に封じ込めるためには、片方だけではなくて、やっぱり検査も引き続き重要だということが専門家からも指摘されているのが、これが今の常識じゃないかと思うんです。

ワクチン頼みではなくて、ワクチンも必要だし、それと、検査もあわせて必要だという、そういう立場で取り組んでほしいし、そうでないと、やっぱり駄目ではないかと思うんですね。

町のほうが、今度の国の補正予算、追加された地方創生臨時交付金を活用して、コロナの接種、PCR 検査ですけれど、これの補正として考えておられるのが、これは町独自で考

えておられるのが濃厚接触者の接触者に対して、町内の医療機関でPCR検査及び抗原検査を自己負担で受けた場合、検査費用の一部を助成するという、先日の協議会での資料配付で説明受けたんですけれど、そういう立場に立って検査に当たって、臨時交付金は、それぐらいかなと思うんですが、直接感染症対応で、そのほかには、様々なことが提案されているんですけれども、もっと直接的な支援という点では、もっと充実した検査体制であるとか、それから、先ほど言いましたように陽性になった場合の休業補償や生活保障、それから、医療関係者に対したり、また、福祉施設でもそうですけれども、陽性者が出た場合に、その後の対応として、非常にぎりぎりの人数でされているので、不安だという声も具体的にお聞きしています。

こういう町内の施設関係者に対する支援も町として国の臨時交付金を考えて、私は、提案したい。もっと充実したものにしてほしいという提案なんですけれど、そのへんは、国の交付金額、限度額がありますけれども、どんなふうに考えておられますか。幅、伸びしろじゃないんですけれども、そういう点は、どうなんでしょうか。もっと、充実できないですか。

[町長 挙手]

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町という機関の中で、専門的に直接、コロナウイルスに対する、そうした医療面と言いますか、検査を含めて、そういうことができる範囲内というのは、ある程度限られてくるわけです。

これは、当然、国、また、県が中心になって、今、検査についても、また、医療についても取り組んでいただいているわけでありまして、ですから、まず、今回の最終的な今の補正予算、提案させていただいているものについては、これまで、はや1年半余り、このコロナの問題、いろいろと何回も、そうした経済対策等も国も示されて、そうした補正予算等も組んできたわけです。

ですから、基本的には、第1弾として、医療機関に対しての助成とか、医療機関でのあした診察を進めていただくための設備とか、そういうものにも助成もしてまいりましたし、また、各高齢者のいろいろと介護施設等に対しての備品とか、そういうものも助成をさせていただいたところです。

ですから、それを拡充といっても、2つも3つもこんなもん、必要なものがあれば、また、それは行っていきますけれども、二重にも三重にも同じことをする必要性は、当然、ないわけでありまして、各医療機関、また、介護施設、高齢者の支援施設、そういうところから、今の状況の中で、さらにこういうことが必要であると、そういう支援をほしいという、逆に施設側からの要請があれば、町としては、当然それに、できるだけ応えていくという、そういう考え方で進めるべきではないかなというふうに思っております。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

関係者からの強い要請があれば、町として考えていくという回答がありましたので、1点目の新型コロナウイルス感染症対策について。

次の補聴器助成制度の創設、先ほど、ご答弁いただきましたけれど、1割負担で補装具支援制度で支援していくというのは、いわゆる制度上、補装具支援制度としては、かなりの聞こえにくい、普通の高齢者になって生活に支障が出るという程度の聞こえにくさでは受けられないものだと思うんですね。割として1割負担で購入できるという説明だったんですけど、実際に、以前も質問したのは、私、最初に平成30年と言ってしまいましたが、令和元年です。これは訂正いたします。途中で訂正したんですが、もともと30年と書いていたので、しつこく30年と言ってしまいましたが、令和元年6月議会の質問です。

その時と変わらない答弁で、実際にやっておられる自治体は、65歳以上、医師の証明があれば、先ほど、質問の中でも言いましたけれども、3万5,000円を限度にして受けられる。ただし、1回だけの助成にはなりませんけれども、医師の証明があれば申請書につけて出せばできるというものなんですね。まだまだ、全国的に見て、近隣の兵庫県下とか、そういうところで実際にやられている自治体が、どんどん出ているということではないんですけど、この関係を取り上げて、住民の方に高齢者の補聴器購入助成に支援をとということで、提案した内容を見ただけで、いつから実施されますかというふうな期待の声も実際、聞いているんですね。町民というか関係者にとっては、いわゆる切実な要求の1つなんですね。

ですから、そういうことで、町民の暮らしを、高齢者の暮らしを守るという、そういうことで、この制度について、前向きに、ぜひ受けやすい制度になるように、検討をお願いしたいと思います。これは、私の町民を代表して要求です。ご回答があればお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 加齢、年を取っていくことによって、視力、聴力、そういうところの衰えが、これが起きていくというのは、これは自然のことだと思います。

そういう中で、やはり生活に支障がある。今、平岡議員が言われた切実な要望、本当に困っていると言われるような症状、状態であれば、それは、やはり医師、医療機関に、先生に診察していただければ、医師のほうも、そういう診断というのはされると思うんですね。

確かに、私も現実、自分で、この70デシベルとか、片方が90、片方が50というのが、どの程度のものなのかは、自分自身体験はしていません。平岡議員もされていないと思うんですけどもね。

でも、一般の方々においては、ある程度、耳が聞こえにくいと言いながら、通常の普通、生活ができているという状態であれば、それほど切実な問題ではないと思います。

ただ、やはり、そこまで期待をされて、生活に支障があるというレベルになれば、これは、私は、医師のほうが、どんな測り方をされるのか分かりませんが、やっぱり診療として、やはり補装具が必要だ、また、治療が必要だということに、当然、医療としてはなと思うんですね。

ですから、そういうふうに医療機関で、よく相談を、先生に診察していただいて、それによって、町も別に診断書の中に、医師が必要だというように診断をもらっていただければ、その制度の中で助成をするわけですから、私とかが直接、保健師なり誰かが、担当者が聴力検査をするわけでもありませんし、そうした診断書の基に、この制度を適用するというので、そうすれば1割負担で、そういう補聴器というのも購入をしていただけるわ

けです。

ですから、個人個人、一人一人によって、確かに、聞こえにくいと感じるレベル、それが生活にどこまで支障が出てくるかどうかというのは、かなり差はあるとは思いますが、そこは、ほかの病気も全て一緒です。医療機関にかかって先生に、いろいろと、きちっと、そういう状況を訴え、話をすれば、先生は、その患者、その本人に対して、できるだけ本人の状況に即して診断をされるのではないかと思いますので、まずは、そういうことができるということを、そういう聞こえにくくて生活に支障がされている方に、まず、知っていただく。そういう啓蒙をすることが大事かというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 制度上は、私もデシベルとか、専門的な単位でいくと、ちょっと、分かりづらいですけど、本当に聞こえないという状態でないと補助対象にならないというふうにお聞きしているんですが、医療機関、町長は、お医者さんが認めたら制度の中でできるよという、そういうことをおっしゃっているので、その根拠が、ちょっと、そうだったらいいなと思うんですけど、ぜひ 65 歳以上の高齢者を対象にして、聞こえが悪くなったなという程度の方も含めて、その証明が添付すれば助成が受けられる、佐用町独自の制度を、ぜひ検討していただきたいということを述べて、2 つ目の質問を終わります。

3 つ目の質問として、児童生徒の健康と学習権を守るために、生理用品の配布、相談環境の整備について伺いました。

現実的には、保健室で養護の先生が対応されているので、小学校、中学校、学校でのそうした関係については、何ら従来からしているから問題がないんだと、この保健室での対応というのは、思い返せば、私自身の経験からも、そういう対応だったなと。だから、うん十年も前から一緒なんですけれど、最近、特に、こういう問題についても、個人対応ではなくって、社会的に当然だと。そういう世界的な流れもありますし、女性が生涯を通して健康に過ごすための必需品として、多くの人が当然だと言えるような、いわゆるトイレットペーパーがトイレに設置されているように、生理用品も普通に置かれる、そういう状態になることを目指した質問なので、学校も保健室まで行かないと、急な時なんか、学校の、やっぱり、そういう女子トイレに設置される方向でなるといいなと思うんですが、それは、教育委員会になりますか。学校施設でのことはいかがでしょうか。

養護の先生にもお聞きしましたが、先ほど、町長が言われたような実態、昔と変わらないんですけれど、なんです。それについては、何かお答えありましたら、お伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） お答えします。

先ほど、町長言われましたように、学校の状況につきましては、急な場合であるとか、持ってきていないというようなことについては、保健室で十分差し上げている状況です。

だから、絶えずトイレに設置というふうなことは、今のところは考えておりませんし、やはり基本的には、各自で用意すべきものだと思います。

やっぱり、緊急の場合は、それは仕方ないんで、十分な量は与えていると思います。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） では、2 項目目のヤングケアラー支援問題について、質問を行いたいと思います。

18 歳未満の子供が家族の介護や世話に追われるいわゆるヤングケアラーについて、国は 5 月 17 日、学校や地域などで早期に発見して支援につなげるための報告書をまとめました。4 月に国が公表した中高生を対象にした実態調査では、中学 2 年生の 5.7%、全日制の高校 2 年生で 4.1%が世話する家族がいると回答した。親に代わって幼いきょうだいのケアをする姿も浮き彫りになったということです。学習を保障するため多様な子供の状況に応じた対応が求められると思います。

そこで、佐用町の実態について、調査等取組の計画はありますか。

②つ目に、相談窓口などの体制はどのような状況になっていますか。

③点目として、佐用町第 2 期子ども・子育て支援事業計画への反映等についてどう考えますか。

よろしくご回答お願いします。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの 2 つ目のご質問でございますヤングケアラー支援問題について、お答えをさせていただきます。

ヤングケアラーの現状と課題といたしましては、国の支援プロジェクトチームがまとめた報告によりますと、ヤングケアラーの社会的認知度が低くて、支援が必要な子供がいたとしても、周囲の大人や子供も、また、本人もそれと気づいていない。また、デリケートな問題であることから表面化しにくく、福祉・介護・医療・学校・行政等関係機関においての現状把握や、ヤングケアラーに対する支援の研修等が不十分といったことが挙げられております。

こういった課題を解決するためには、まず、福祉・介護・医療・学校・行政等関係機関、専門職、ボランティア等へヤングケアラーに関する周知や学ぶ機会を設けるとともに、実態を把握する必要があるかとは思いますが。

①点目の佐用町の実態について、調査等取組の計画はどうかということでございますが、今年度に入ってから民生委員・児童委員や要保護児童対策地域協議会等を通じての状況を調査し始めたところでございます。今後、学校や教育委員会などとも協力をいたしまして、児童生徒の家庭での生活実態を把握をしてまいりたいというふうに考えております。

②点目の相談窓口などの体制はどのような状況かということでありますが、現在のところヤングケアラーに特化した相談窓口は設置はしておりません。相談対象を子供とした時に、相談窓口を行政主体にしてしまいますと、子供たちにとってはハードルが高くなるというふうに考えます。したがって、子供との関わりが多い学校や地域・福祉・医療・民間など様々な関係機関が一体となって、支援が必要な子供たちの把握に努めることが必要ではないかと思えます。そのためにも、まずはヤングケアラーの概念を知っていただくことが重要だというふうに考えます。そして、様々な関係機関から寄せられた情報から支援が

必要とされる家庭については、要保護児童対策地域協議会において協議し支援につなげていかなければなりません。詳しい支援の内容につきましては、今後、国や県から方針が示されることとなりますが、それまでの間は、要保護児童・要支援児童として支援してまいります。

③点目の佐用町第2期子ども・子育て支援計画への反映等についてどうかというご質問でございますが、本計画は令和2年度から令和6年度までの5カ年を期間とするもので、令和元年6月にニーズ調査を開始してから、令和2年2月までに3回の子ども・子育て会議を経て策定をしたところでございます。

ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因が複合的に絡まっているというふうに考えております。

現在の子供たちは、このような要因による影響を少なからず受けており、親の養育と家事・育児のバランスが崩れた場合に、ヤングケアラーとして支援対象になることが十分考えられます。

本計画は、これらの課題を踏まえた上で、子供たちの権利が十分に尊重され健やかに成長すること、また、保護者の子育てを社会全体で整備していくことを目的としてつくられておりますので、本計画を遂行していくことがヤングケアラーの対策につながるものというふうに考えているところでございます。

以上で、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 佐用町の実態についての調査に関しましては、民生児童委員の方々の、その協議の場で生活実態の把握をしていきたいということや、各様々な関係機関との情報交換をしながら、子供のそうした実態について、ちゃんと把握するようにしたいという回答だったかと思えます。

全国的に、この言葉自体、最近、急に言うたらあれですけど、家族の介護などに追われる、そういう子供たちがいるということについて、表面化してきました。佐用町は、国の実態調査で明らかになった数字からいくと、実態調査そのものはされていないと思うんですけど、先の議員も取り上げましたけれど、総務委員会の中で、連携教育の中の1つとして、佐用町の教育課題というところで、特別な支援を要する児童生徒、あるいは支援を要する家庭が増加しているとか、不登校傾向の児童生徒が増加している。こんなふうに、教育的課題として挙げられているんですね。その課題の裏側に、そういった、なかなか表面化されなかった問題が潜んでいるんじゃないかなと、改めて、その課題を見て、私としては思ったんですけど、ヤングケアラー支援問題について、佐用町の実態を改めて、正面から調査していくというか、そういうことについては、お考えはありますか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 児童生徒のこと、生活実態でありますので、やはり学校の中で、教育の中で日頃の子供たちの生活状況、学校へ毎日、通園、通学をして、そして、子供たちが、やはり学校の授業にも集中して、取り組んでいくことができているかどうか、そうい

うことを、やはり日頃から、生徒、先生方が、よく観察をしていただくことが大事だというふうには思うわけです。

ただ、ヤングケアラーというのは、先ほど、平岡議員もお話のように、最近、何か、出てきたこと、流行してきた言葉のような形で、私らとしても、時代になかなか十分追いついていないのかもしれませんが、子供が、小さな兄弟の世話をするとか、また、家庭の中で、お母さんや家族が病気になられたり、けがをされたり、そういう時に、子供のできる範囲で家庭の世話を、仕事をすると、また、そういうことじゃない、元気な時でも家事の手伝いをする。それは、やはり子供にとって、決して、それを、子供を労働者として扱っているわけではないので、ああいう、よく報道等でも、よく出てくる東南アジアとか世界中で子供を労働者として学校にも行かせない、本当に劣悪な環境の中で、労働を強制的にさせているという、そういうものとは、全く、私は違うというふうに思います。

ただ、やはり、どうしても子供として、子供の能力、子供として、できる限度を超えた、そういう仕事、手伝いをしている、そういう、せざるを得ないような家庭環境になってしまっているという点については、注意をしてみないと、それは、やはり子供からは訴えられない、訴えることができない。やはり放置されていくと、子供の成長にも大きな支障が出てくることは間違いないと思うんですね。そこらの違いですよ。

だから、これを調査をなさいというふうに、調査をすることが必要だと言われても、じゃあ、どのようなやり方で、子供に、自分は、あなたはどうかと、こういうことされていますかというような調査をすること自体は、やはりこれは、子供にとっても非常に精神的にもプレッシャーのかかる話だと、ことだと思えます。

ですから、私は、極端な例というのは、日本の、この今の社会、地域の状況の中で、それは、まず少ないということはあると思うんですね。

やはり、子供にとって、非常に子供が学校に来れなくなったとか、学校に来て、なかなか授業に集中できない状態になってしまったとか、何か精神的に追いつめられるとか、こういうことは、やはり日頃の生活の中で、学校にも相談員が配置されたり、また、保健室の先生もいらっしゃいますし、また、先生も担任だけではなくて、副担任もいて、勉強だけではなくて、生活、特に、小学校なんかになると、そういう面も含めて、先生方は指導をいただいているわけですから、そういう中で、やはり気のついたところを、きちっと教育委員会なり報告をいただき、また、それが教育委員会だけでは解決できない。地域のその家庭の状況としては、やっぱり民生委員なり社会福祉協議会なり、皆さんに連絡を、連携を取って、それは実態を、きちっと把握するということが大事だと思うわけで、幅広く、こういうものを調査して、どうのこうのと対応すべきだというような問題では、私はないというふうに思います。

逆に、子供たちが、本当に家族のために、兄弟のために、一生懸命、年上の兄弟、子供が、そうした家事等もしているというのは、私は勉強以上に、ある意味では大切な、非常に子供にとっては、非常に大事なことではないかという点も、私自身は、やっぱり古い考えかもしれませんが、あります。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それぞれ、捉まえ方があると思うんですけど、家族でいろいろ助け合って、家族で支え合うというのは大事なことではあると思うんですけど、子供にとって、それが言われるように、限度を超える、そういう事態になっても、なかなか気がつか

ない場面もあるやに、専門家の方、指摘されていて、実態調査は、都道府県として最初に取り組んだのが埼玉県で2020年に県内の高校2年生5万5,772人を対象に調査したものだ。それで、7割が学校のある平日に1日2時間未満のケアをしている。こういうふうな回答があったようです。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

13 番 (平岡きぬゑ君) ああ、そうですね、4.1%ですね。調査したうち、回答は4.1%で、そのうち、ヤングケアラーと答えたのが7割だったということです。

数的に示すと、具体的に、対応をどうしたらいいのかとか、そういうことも、いろいろと対応が進められるかと思えます。

なので、デリケートな問題ではあると同時に、そうした対応について、ケア、そういう問題が起こっているんだという捉まえ方で、第2期子ども・子育て支援計画を、私も改めて見たんですけど、これを実施していくことが、子育て支援の解決だということに言われたんですが、言葉そのものが出てきたのが、表面化したのが最近なので、この子ども・子育て支援計画の中には、そういった文言は一切出てきていません。そういうケースもあるんだということも含めた、事業計画の内容として、私は、反映していただきたいというふうな意見を持ったんですけど、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長 (石堂 基君) 浅野教育長。

教育長 (浅野博之君) ヤングケアラーという、私も最近、耳にするようになってきました。親の介護であるというふうなふうに、私は認識しております。

家のお手伝いとは、また、別なので、先ほど、町長も言われましたように、一律にアンケートを取るとするのは、なかなか難しい問題があると思います。どんな項目にするかとか、設問をどうするかというのは、それぞれ微妙なところにいきますので、それより、やはり有効なのは、日々の先生たちの観察だというふうに捉えております。

ケアラーだけではなく、やはりネグレクトであるとか、虐待であるというのは、日々、教師は観察をしております。服の汚れが、ずっと汚れた服で毎日来ていないかとか、それから、あざがないかとか、それから、最近、ちょっと遅刻気味なのはどうしたんだろうかとかいう、そういった日々の日常生活の、ちょっと違うようなところに、すぐ気がついて、個々に当たっているというのが現状だと思います。

年度当初には、家庭環境調査票というのを出しておりますので、家族構成とかはわかりますので、そういったところを中心に家庭訪問で聞いたりとか、後は、そういった日々の観察で個々に聞いたりとか、あるいは福祉課と連携取って、相談員と、こういう家庭はどうなんですかというのを聞いたりして情報共有をしながら、学校からのアプローチや町からのアプローチで、そういうふうに、ヤングケアラーも含めて、いろんなケースを共通理解しながら課題解決に向けてやっているのが一番有効だというふうに、現在では思っております。以上です。

13 番 (平岡きぬゑ君) 分かりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ものすごく立派な回答で、そうだと思います。

実際、そのように、子供たちが、自分の家庭の中で、なかなか大変な状況が言いだせなかった時に、大人として学校の先生方や、周りの大人が、ちゃんと気がついてくれる、そういう環境で子供が健やかに育つように見守ってほしいと思います。

以上で、終わります。

議長（石堂 基君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと3名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

なお、ここで1点、お知らせがあります。

本会議中日、6月10日、本会議終了後、緊急で全員協議会を招集する予定です。文書につきましては、明日、机上のほうに配付をいたします。なお、内容については、他市町との人事交流の協定についてが1件と、それから、既に議題としても上がってくるかもしれないということでご案内をしておりますタクシーの不正受給に関する調停案。この内容についてであります。それぞれ、予定のほうを、よろしくお願ひしたいと思います。

次の本会議は、明日、6月8日、午前10時より再開します。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時36分 散会